

令和5年2月20日提出

半田市議会定例会議案

令和5年第1回半田市議会定例会議案目録

議案番号	件名	ページ
報告1	専決処分の報告について（公用車両が関係する事故の和解及び損害賠償の額の決定）	5
報告2	専決処分の報告について（道路管理に起因する事故の和解及び損害賠償の額の決定）	7
報告3	専決処分の報告について（工事請負契約の変更）	9
1	令和4年度半田市一般会計補正予算第9号	15
2	令和4年度半田市乙川中部土地区画整理事業特別会計補正予算第2号	45
3	令和4年度半田市JR半田駅前土地区画整理事業特別会計補正予算第2号	51
4	令和4年度半田市駐車場事業特別会計補正予算第1号	53
5	令和4年度半田市国民健康保険事業特別会計補正予算第4号	59
6	令和4年度半田市介護保険事業特別会計補正予算第3号	65
7	令和4年度半田市立半田病院事業会計補正予算第4号	71
8	令和5年度半田市一般会計予算	別冊
9	令和5年度半田市乙川中部土地区画整理事業特別会計予算	
10	令和5年度半田市JR半田駅前土地区画整理事業特別会計予算	
11	令和5年度半田市駐車場事業特別会計予算	
12	令和5年度半田市モーターボート競走事業特別会計予算	
13	令和5年度半田市国民健康保険事業特別会計予算	
14	令和5年度半田市介護保険事業特別会計予算	
15	令和5年度半田市後期高齢者医療事業特別会計予算	
16	令和5年度半田市立半田病院事業会計予算	
17	令和5年度半田市水道事業会計予算	
18	令和5年度半田市下水道事業会計予算	

19	半田市手数料条例の一部改正について	81
20	半田市立博物館条例の一部改正について	95
21	半田市墓地条例の一部改正について	97
22	半田市国民健康保険条例の一部改正について	101
23	半田市国民健康保険税条例の一部改正について	103
24	半田市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第九条第一項の規定に基づく準則を定める条例の制定について	105
25	半田市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の制定について	109
26	市道路線の廃止について	111
27	市道路線の認定について	113

報告第 1 号

専決処分の報告について（公用車両が関係する事故の和解及び損害賠償の額の決定）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 2 月 20 日提出

半田市長 久世孝宏

専決処分書

令和 4 年 3 月 14 日半田市更生町二丁目付近道路上で発生した、公用車の事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 12 月 6 日専決

半田市長 久世孝宏

和解及び損害賠償の額の決定について

1 和解の内容

本件車両損傷事故の責任割合において、半田市は、損害賠償の相手方に対し、車両修繕費の 6 割を負担し、損害賠償の責めを負うものとする。

2 損害賠償の額

金 207,775 円

3 損害賠償の相手方

半田市在住 70 歳代女性

報告第2号

専決処分⁽¹⁾の報告について(道路管理に起因する事故の和解及び損害賠償の額の決定)
地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年2月20日提出

半田市長 久世孝宏

専決処分書

令和4年9月20日半田市亀崎大洞町七丁目3番3付近で発生した車両の損傷事故における和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年1月10日専決

半田市長 久世孝宏

和解及び損害賠償の額の決定について

1 和解の内容

本件車両損傷事故の責任割合において、半田市は、損害賠償の相手方に対し、車両修繕費の全額を負担し、損害賠償の責めを負うものとする。

2 損害賠償の額

金393,563円

3 損害賠償の相手方

名古屋市在住 50歳代男性

報告第3号

専決処分の報告について（工事請負契約の変更）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、工事請負契約の変更について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年2月20日提出

半田市長 久世孝宏

- 1 工 事 名 跨線橋整備工事（その1）
- 2 工 事 場 所 半田市乙川向田町二丁目地内ほか
- 3 変更前請負契約金額 金432,300,000円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金39,300,000円）
- 4 変更後請負契約金額 金435,997,100円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金39,636,100円）
- 5 変更による契約金増減額（増額） 金3,697,100円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金336,100円）
- 6 請 負 契 約 者 半田市阿原町11番地の2
株式会社植田組
代表取締役 植田 雅士

令和4年12月15日専決

半田市長 久世孝宏



工事請負変更契約書



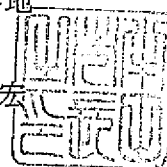
1. 工 事 名 跨線橋整備工事（その1）
2. 路線等の名称 都市計画道路3・3・21環状線
3. 工 事 場 所 半田市乙川向田町二丁目地内ほか
4. 工 事 概 要 別添変更設計書、仕様書及び図面のとおりに
5. 工 期 原契約書のとおりに
6. 変更前契約金額 金432,300,000円
 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金39,300,000円)
7. 変更後契約金額 金435,997,100円
 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金39,636,100円)
8. 変更額 増 額 金3,697,100円
 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金336,100円)
9. 特に定めた条件 原契約書のとおりに

令和3年7月14日付けで締結した工事請負契約について、上記のとおり変更するものとする。ただし、変更契約についても当初の契約書に記載された条項を遵守するものとする。

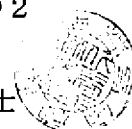
以上契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を所持する。

令和4年12月15日

発 注 者 半田市東洋町二丁目1番地
 半 田 市
 半田市長 久世 孝宏



受 注 者 半田市阿原町11番地の2
 株式会社植田組
 代表取締役 植田 雅士



工 事 概 要

跨線橋整備工事（その1）

○ 工事概要（土木一式工事）

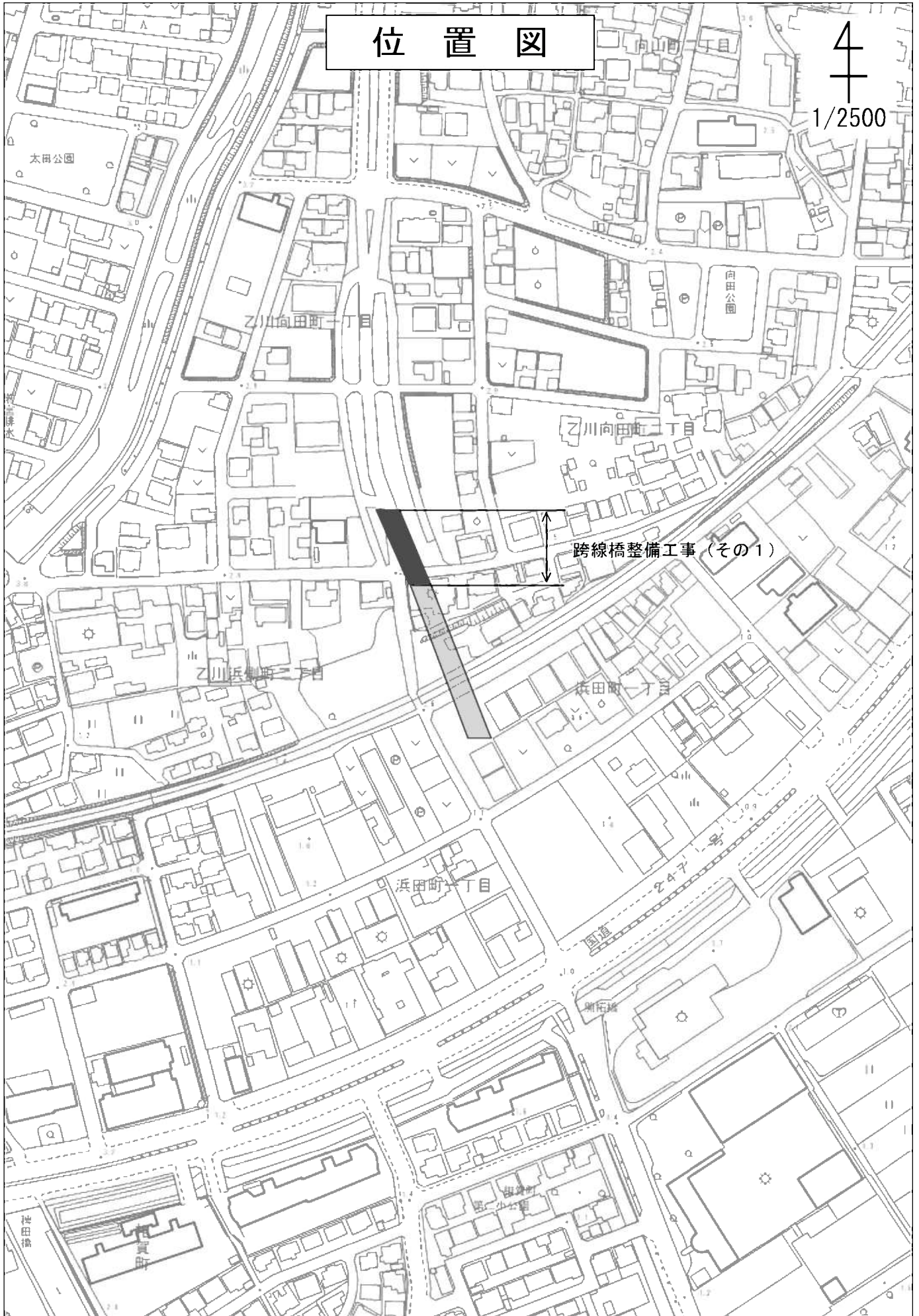
施工延長 L = 47.6m

上部工（PC桁製作） 2径間（A1-P1-P2）

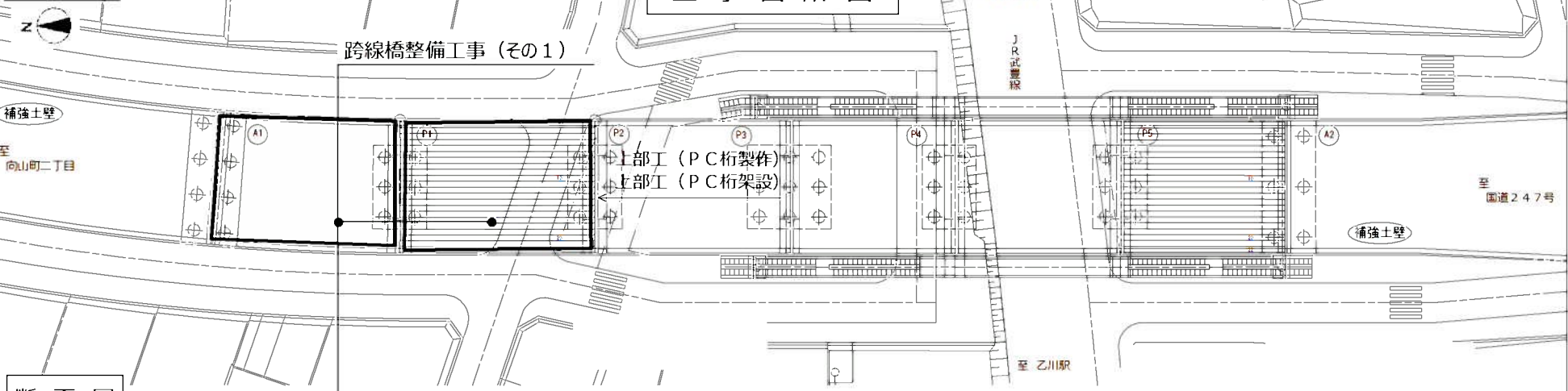
上部工（PC桁架設） 2径間（A1-P1-P2）

変更前 変更後

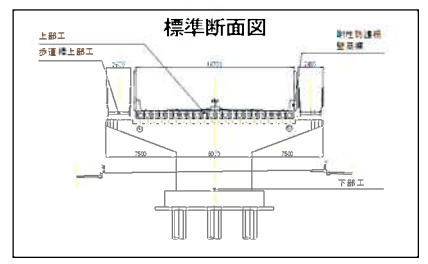
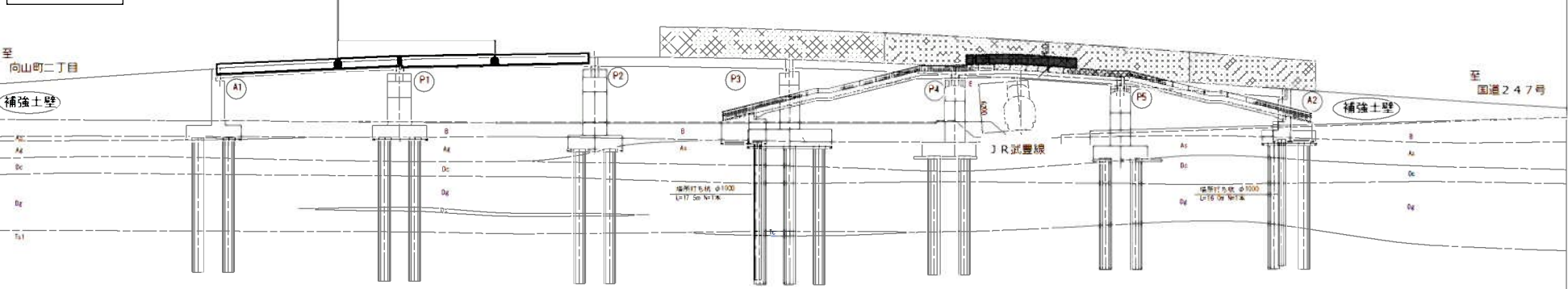
・トラッククレーン 160t吊 → 200t吊



平面図



断面図



議案第 1 号

令和 4 年度半田市一般会計補正予算第 9 号

令和 4 年度半田市の一般会計補正予算第 9 号は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2, 1 6 0, 4 5 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 8, 4 2 5, 8 4 6 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 3 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第 3 条 地方債の廃止は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 5 年 2 月 2 0 日提出

半田市長 久世孝宏

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 市税		23,519,089	332,715	23,851,804
	1 市民税	9,230,997	332,715	9,563,712
11 地方交付税		339,493	495,820	835,313
	1 地方交付税	339,493	495,820	835,313
15 国庫支出金		8,013,483	163,807	8,177,290
	1 国庫負担金	5,006,343	14,841	5,021,184
	2 国庫補助金	2,980,520	148,966	3,129,486
16 県支出金		3,323,036	169,648	3,492,684
	1 県負担金	1,629,437	12,816	1,642,253
	2 県補助金	1,418,425	156,832	1,575,257
17 財産収入		128,167	92,234	220,401
	2 財産売払収入	1	92,234	92,235
18 寄附金		59,802	26,015	85,817
	1 寄附金	59,802	26,015	85,817
20 繰越金		1,136,189	1,295,641	2,431,830
	1 繰越金	1,136,189	1,295,641	2,431,830
21 諸収入		1,643,225	△67,722	1,575,503
	6 雑入	1,238,138	△67,722	1,170,416
22 市債		2,250,100	△347,700	1,902,400

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 市債	千円 2,250,100	千円 △347,700	千円 1,902,400
歳	入	合	計	
		46,265,388	2,160,458	48,425,846

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2 総務費		4,707,609	1,692,099	6,399,708
	1 総務管理費	3,990,674	1,692,099	5,682,773
	2 徴税費	362,541	0	362,541
3 民生費		17,358,051	124,615	17,482,666
	1 社会福祉費	7,926,828	18,364	7,945,192
	2 児童福祉費	7,966,131	106,251	8,072,382
4 衛生費		4,912,634	18,247	4,930,881
	1 保健衛生費	3,476,279	4,128	3,480,407
	2 清掃費	1,436,355	14,119	1,450,474
5 農林水産業費		598,009	145,728	743,737
	1 農業費	598,009	145,728	743,737
6 商工費		1,230,845	3,300	1,234,145
	1 商工費	1,230,845	3,300	1,234,145
7 土木費		6,280,911	175,959	6,456,870
	2 道路橋梁費	895,196	42,750	937,946
	5 都市計画費	4,801,433	133,209	4,934,642
9 教育費		7,929,129	510	7,929,639
	5 社会教育費	1,262,513	510	1,263,023
	6 保健体育費	1,517,883	0	1,517,883

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
歳	出	46,265,388	2,160,458	48,425,846
	合			
	計			

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
			千円
3 民生費	1 社会福祉費	地域介護・福祉空間整備等事業	14,553
3 民生費	2 児童福祉費	出産・子育て応援給付金支給事業	84,500
3 民生費	2 児童福祉費	出産・子育て応援給付金支給事務	3,239
5 農林水産業費	1 農業費	畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業	140,500
7 土木費	2 道路橋梁費	道路舗装事業（維持修繕・改修）	42,750
7 土木費	5 都市計画費	J R 武豊線連続立体交差化事業	10,450
7 土木費	5 都市計画費	亀崎地区無電柱化等整備事業	129,813

第3表 地方債補正

廃止

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共事業等債 道路事業	千円 347,700	普通貸借又は証券発行	6.0% 以内	政府資金等融資条件に定めのある場合は、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは借換えすることができる。
計	347,700			

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 市税	23,519,089	332,715	23,851,804
1 1 地方交付税	339,493	495,820	835,313
1 5 国庫支出金	8,013,483	163,807	8,177,290
1 6 県支出金	3,323,036	169,648	3,492,684
1 7 財産収入	128,167	92,234	220,401
1 8 寄附金	59,802	26,015	85,817
2 0 繰越金	1,136,189	1,295,641	2,431,830
2 1 諸収入	1,643,225	△67,722	1,575,503
2 2 市債	2,250,100	△347,700	1,902,400
歳入合計	46,265,388	2,160,458	48,425,846

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
2 総務費	4,707,609	1,692,099	6,399,708
3 民生費	17,358,051	124,615	17,482,666
4 衛生費	4,912,634	18,247	4,930,881
5 農林水産業費	598,009	145,728	743,737
6 商工費	1,230,845	3,300	1,234,145
7 土木費	6,280,911	175,959	6,456,870
9 教育費	7,929,129	510	7,929,639
歳出合計	46,265,388	2,160,458	48,425,846

補正額の財源内訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
1,540	0	△42,217	1,732,776
100,626	0	0	23,989
0	0	0	18,247
140,500	0	0	5,228
0	0	0	3,300
90,190	△347,700	0	433,469
599	0	510	△599
333,455	△347,700	△41,707	2,216,410

2 歳 入

1 款 市税

1 項 市民税

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 個人	7,460,648	332,715	7,793,363
計	9,230,997	332,715	9,563,712

1 1 款 地方交付税

1 項 地方交付税

1 地方交付税	339,493	495,820	835,313
計	339,493	495,820	835,313

1 5 款 国庫支出金

1 項 国庫負担金

1 民生費国庫負担金	4,388,741	14,841	4,403,582
計	5,006,343	14,841	5,021,184

2 項 国庫補助金

2 民生費国庫補助金	1,246,163	58,776	1,304,939
4 土木費国庫補助金	161,462	90,190	251,652
計	2,980,520	148,966	3,129,486

節		説明	
区分	金額		
	千円		千円
1 現年課税分	332,715	02 所得割	332,715

1 地方交付税	495,820	01 普通交付税	495,820

1 社会福祉費負担金	5,585	02 国民健康保険保険基盤安定負担金（保険者支援分）	5,585
2 児童福祉費負担金	9,256	05 児童発達支援等給付費負担金	9,256

2 児童福祉費補助金	58,776	17 出産・子育て応援給付金支給事業費補助金	56,333
		18 出産・子育て応援給付金支給事務費補助金	2,443
1 道路橋梁費補助金	19,240	29 防災・安全社会資本整備交付金（道路舗装事業）	19,240
2 都市計画費補助金	70,950	28 無電柱化推進計画事業補助金	70,950

1 款 市税 1 1 款 地方交付税 1 5 款 国庫支出金

16款 県支出金
1項 県負担金

目	補正前の額	補正額	計
1 民生費県負担金	千円 1,620,266	千円 12,816	千円 1,633,082
計	1,629,437	12,816	1,642,253

2項 県補助金

1 総務費県補助金	1,861	2,139	4,000
2 民生費県補助金	824,087	14,193	838,280
4 農林水産業費県補助金	446,602	140,500	587,102
計	1,418,425	156,832	1,575,257

17款 財産収入
2項 財産売払収入

1 不動産売払収入	1	92,234	92,235
計	1	92,234	92,235

18款 寄附金
1項 寄附金

1 総務費寄附金	31,286	25,505	56,791
----------	--------	--------	--------

節		説明	
区 分	金 額		
	千円		千円
1 社会福祉費負担金	8,188	01 国民健康保険保険基盤安定負担金（保険税軽減分）	5,395
		02 国民健康保険保険基盤安定負担金（保険者支援分）	2,793
3 児童福祉費負担金	4,628	05 児童発達支援等給付費負担金	4,628

1 総務管理費補助金	2,139	03 元気な愛知の市町村づくり補助金	2,139
3 児童福祉費補助金	14,193	23 出産・子育て応援給付金支給事業費補助金	14,083
		24 出産・子育て応援給付金支給事務費補助金	110
1 農業費補助金	140,500	40 畜産競争力強化整備事業補助金	140,500

1 土地建物売却収入	92,234	01 普通財産（土地）売却収入	92,234

1 総務管理費寄附金	25,505	02 社会福祉基金寄附金	16,960
		03 環境保全基金寄附金	1,125
		05 半田赤レンガ建物基金寄附金	430
		06 国際交流基金寄附金	283
		08 中心市街地活性化基金寄附金	333

16款 県支出金 17款 財産収入 18款 寄附金

1 項 寄附金

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
2 教育費寄附金	16,403	510	16,913
計	59,802	26,015	85,817

20 款 繰越金
1 項 繰越金

1 繰越金	1,136,189	1,295,641	2,431,830
計	1,136,189	1,295,641	2,431,830

21 款 諸収入
6 項 雑入

1 雑入	1,238,138	△67,722	1,170,416
計	1,238,138	△67,722	1,170,416

22 款 市債
1 項 市債

1 土木債	347,700	△347,700	0
計	2,250,100	△347,700	1,902,400

節		説明	
区分	金額		
	千円		千円
		14 緑化基金寄附金	673
		15 新美南吉文学顕彰基金寄附金	2,664
		16 観光振興基金寄附金	808
		18 教育基金寄附金	1,657
		20 文化財保存継承基金寄附金	572
2 社会教育費寄附金	510	09 図書館費寄附金	510

1 繰越金	1,295,641	01 前年度繰越金	1,295,641

1 総務費雑入	△67,722	14 収入印紙売りさばき手数料	△529
		15 収入印紙売払収入	△67,193

1 土木債	△347,700	25 公共事業等債（道路事業）	△347,700

1 8 款 寄附金 2 0 款 繰越金 2 1 款 諸収入 2 2 款 市債

3 歳 出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源 千円
				国県支出金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円	
2 文書広報費	62,370	3,546	65,916				3,546
5 財産管理費	186,527	1,768,884	1,955,411			寄附金 25,505	1,743,379
11 市民交流センター費	173,948	△80,331	93,617			諸収入 △67,722	△12,609
計	3,990,674	1,692,099	5,682,773	0	0	△42,217	1,734,316

2 項 徴税费

2 賦課徴収費				県支出金 1,540			△1,540
計	362,541	0	362,541	1,540	0	0	△1,540

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

5 国民健康保険費	593,799	18,364	612,163	国庫支出金 5,585 県支出金 8,188			4,591
計	7,926,828	18,364	7,945,192	13,773	0	0	4,591

節		説 明	
区 分	金 額		
11 役務費	千円 3,546	10 文書事務費 03 庁内文書管理事務 11 役務費 通信運搬費	千円 3,546 3,546 3,546 3,546
24 積立金	1,768,884	20 基金積立金 01 基金積立金 24 積立金 国際交流基金積立金 中心市街地活性化基金積立金 観光振興基金積立金 半田赤レンガ建物基金積立金 環境保全基金積立金 社会福祉基金積立金 緑化基金積立金 新美南吉文学顕彰基金積立金 文化財保存継承基金積立金 教育基金積立金 50 財政調整基金積立金 24 積立金 財政調整基金積立金	1,768,884 25,505 25,505 283 333 808 430 1,125 16,960 673 2,664 572 1,657 1,743,379 1,743,379 1,743,379
10 需用費	△80,331	02 市民交流センター管理運営費 01 市民交流センター管理運営事業 10 需用費 消耗品費	△80,331 △80,331 △80,331 △80,331

		財源更正 (13 52 固定資産評価替関連事業)	

27 繰出金	18,364	10 国民健康保険事業特別会計繰出金 50 国民健康保険事業特別会計繰出金 27 繰出金 国民健康保険保険基盤安定繰出金	18,364 18,364 18,364 18,364

2 款 総務費

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源 千円
				国庫支出金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円	
1 児童福祉総務費	717,793	87,739	805,532	国庫支出金 58,776 県支出金 14,193			14,770
2 児童福祉費	4,795,723	18,512	4,814,235	国庫支出金 9,256 県支出金 4,628			4,628
計	7,966,131	106,251	8,072,382	86,853	0	0	19,398

4 款 衛生費

1 項 保健衛生費

1 保健衛生総務費	699,334	2,479	701,813				2,479
3 環境衛生費	83,742	1,649	85,391				1,649
計	3,476,279	4,128	3,480,407	0	0	0	4,128

節		説 明	千円
区 分	金 額		
1 報酬	163	25 出産・子育て応援給付金支給事業費	87,739
4 共済費	26	01 出産・子育て応援給付金支給事業	84,500
8 旅費	7	18 負担金、補助及び交付金	84,500
10 需用費	108	出産応援ギフト支給費	42,000
11 役務費	361	子育て応援ギフト支給費	42,500
12 委託料	2,574	02 出産・子育て応援給付金支給事務	3,239
18 負担金、補助及び交付金	84,500	01 報酬	163
		会計年度任用職員報酬	163
		04 共済費	26
		都市共済負担金（短期）	9
		厚生年金保険料負担金	15
		雇用保険料	2
		08 旅費	7
		通勤に係る費用弁償	7
		10 需用費	108
		消耗品費	37
		印刷製本費	71
		11 役務費	361
		通信運搬費	222
		口座振込手数料	116
		振込組戻手数料	23
		12 委託料	2,574
		電算処理システム改修委託料	2,574
19 扶助費	18,512	15 児童発達支援等事業費	18,512
		50 児童発達支援等事業	18,512
		19 扶助費	18,512
		児童発達支援等事業給付費	18,512

12 委託料	2,479	04 健康増進事業費	2,479
		50 がん検診等推進事業	2,479
		12 委託料	2,479
		各種がん検診等委託料	2,479
18 負担金、補助及び交付金	1,649	60 知多中部広域事務組合斎場費負担金	1,649
		50 知多中部広域事務組合斎場費負担金	1,649
		18 負担金、補助及び交付金	1,649
		知多中部広域事務組合斎場費負担金	1,649

3 款 民生費

4 款 衛生費

2項 清掃費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源 千円
				国県支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	
2 ごみ処理費	1,136,410	46,579	1,182,989				46,579
3 し尿処理費	150,111	△32,460	117,651				△32,460
計	1,436,355	14,119	1,450,474	0	0	0	14,119

5款 農林水産業費
1項 農業費

4 畜産業費	4,851	140,500	145,351	県支出金 140,500			
5 農地費	21,675	1,708	23,383				1,708
6 土地改良費	882	3,520	4,402				3,520
計	598,009	145,728	743,737	140,500	0	0	5,228

6款 商工費
1項 商工費

2 商工振興費	893,492	3,300	896,792				3,300
計	1,230,845	3,300	1,234,145	0	0	0	3,300

節		説明	明
区分	金額		
18 負担金、補助及び交付金	千円 46,579	03 知多南部広域環境組合負担金 50 知多南部広域環境組合負担金 18 負担金、補助及び交付金 知多南部広域環境組合負担金	千円 46,579 46,579 46,579 46,579
18 負担金、補助及び交付金	△32,460	10 中部知多衛生組合負担金 50 中部知多衛生組合負担金 18 負担金、補助及び交付金 中部知多衛生組合負担金	△32,460 △32,460 △32,460 △32,460

18 負担金、補助及び交付金	140,500	03 畜産奨励事業費 51 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業 18 負担金、補助及び交付金 畜産競争力強化整備事業補助金	140,500 140,500 140,500 140,500
18 負担金、補助及び交付金	1,708	03 農業用施設整備事業費 50 たん水防除事業（阿久比地区） 18 負担金、補助及び交付金 たん水防除施設整備事業負担金	1,708 1,708 1,708 1,708
18 負担金、補助及び交付金	3,520	02 土地改良事業費 55 農業用ため池保全・防災減災対策事業 18 負担金、補助及び交付金 土地改良施設耐震対策事業負担金	3,520 3,520 3,520 3,520

12 委託料	3,300	02 商工業振興事業費 01 商工業振興事業 12 委託料 通行量分析業務委託料	3,300 3,300 3,300 3,300

4 款 衛生費

5 款 農林水産業費

6 款 商工費

7 款 土木費
2 項 道路橋梁費

目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源 千円
				国庫支出金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円	
4 道路舗装費	202,673	42,750	245,423	国庫支出金 19,240			23,510
計	895,196	42,750	937,946	19,240	0	0	23,510

5 項 都市計画費

1 都市計画総務費					市債 △347,700		347,700
5 都市景観費	23,332	129,813	153,145	国庫支出金 70,950			58,863
7 駐車場費	6,131	3,396	9,527				3,396
計	4,801,433	133,209	4,934,642	70,950	△347,700	0	409,959

9 款 教育費
5 項 社会教育費

3 図書館、博物館費	276,317	510	276,827			寄附金 510	
計	1,262,513	510	1,263,023	0	0	510	0

6 項 保健体育費

2 社会体育費				県支出金 599			△599
---------	--	--	--	-------------	--	--	------

節		説 明	千円
区 分	金 額		
14 工事請負費	42,750	02 道路舗装事業費	42,750
		50 道路舗装事業 (維持修繕・改修)	42,750
		14 工事請負費	42,750
		舗装修繕工事	42,750

		財源更正 (02 51 J R武豊線連続立体交差化事業)	
14 工事請負費	86,130	02 ふるさと景観づくり推進事業費	129,813
		54 亀崎地区無電柱化等整備事業	129,813
21 補償、補填及び賠償金	43,683	14 工事請負費	86,130
		亀崎地区無電柱化等整備工事	86,130
		21 補償、補填及び賠償金	43,683
		整備工事に伴う移転補償費	43,683
27 繰出金	3,396	02 駐車場事業特別会計繰出金	3,396
		50 駐車場事業特別会計繰出金	3,396
		27 繰出金	3,396
		駐車場事業特別会計繰出金	3,396

10 需用費	510	02 図書館費	510
		01 図書館一般事務	30
		10 需用費	30
		消耗品費	30
		02 図書館資料整備事業	480
		10 需用費	480
		消耗品費	480

		財源更正 (06 50 大学地域連携スポーツ推進事業)	
--	--	-----------------------------	--

7 款 土木費

9 款 教育費

6 項 保健体育費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
計	1,517,883	0	1,517,883	599	0	0	△599

節		説明
区分	金額	
	千円	千円

9款 教育費

令和4年度半田市一般会計補正予算第9号 歳入参考資料

(款) 15 国庫支出金

(単位：千円)

項目	節		補正前	補正後	比較増減		
	区分	金額					
1	国庫負担金						
	1 民生費国庫負担金						
	1 社会福祉費負担金	5,585	国民健康保険保険 基盤安定負担金 (保険者支援分) 155,534×1/2	77,767	国民健康保険保険 基盤安定負担金 (保険者支援分) 166,704×1/2	83,352	5,585
	2 児童福祉費負担金	9,256	児童発達支援等 給付費負担金 577,859×1/2	288,929	児童発達支援等 給付費負担金 596,371×1/2	298,185	9,256
2	国庫補助金						
	2 民生費国庫補助金						
	2 児童福祉費補助金	58,776			出産・子育て応援給付金 支給事業費補助金 84,500×2/3	56,333	58,776
					出産・子育て応援給付金 支給事務費補助金 (システム改修費) 2,000×10/10 (事務費) 665×2/3	2,443	2,443
	4 土木費国庫補助金						
	1 道路橋梁費補助金	19,240	防災・安全社会資本整備 交付金(道路舗装事業) 111,135×1/2×0.5 調整率	27,783	防災・安全社会資本整備 交付金(道路舗装事業) 111,135×1/2×0.5 調整率 38,480×1/2	47,023	19,240
	2 都市計画費補助金	70,950	無電柱化推進計画事業 補助金 8,000×5.5/10	4,400	無電柱化推進計画事業 補助金 137,000×5.5/10	75,350	70,950

(款) 16 県支出金

(単位：千円)

項目	節		補正前	補正後	比較増減		
	区分	金額					
1	県負担金						
	1 民生費県負担金						
	1 社会福祉費負担金	8,188	国民健康保険保険 基盤安定負担金 (保険税軽減分) 267,079×3/4	200,309	国民健康保険保険 基盤安定負担金 (保険税軽減分) 274,273×3/4	205,704	5,395
			国民健康保険保険 基盤安定負担金 (保険者支援分) 155,534×1/4	38,883	国民健康保険保険 基盤安定負担金 (保険者支援分) 166,704×1/4	41,676	2,793
	3 児童福祉費負担金	4,628	児童発達支援等 給付費負担金 577,859×1/4	144,464	児童発達支援等 給付費負担金 596,371×1/4	149,092	4,628
2	県補助金						
	1 総務費県補助金						
	1 総務管理費補助金	2,139	元気な愛知の市町村 づくり補助金	1,000	元気な愛知の市町村 づくり補助金	3,139	2,139
	2 民生費県補助金						
	3 児童福祉費補助金	14,193			出産・子育て応援給付金 支給事業費補助金 84,500×1/6	14,083	14,193
					出産・子育て応援給付金 支給事務費補助金 (事務費) 665×1/6	110	110
	4 農林水産業費 県補助金						
	1 農業費補助金	140,500			畜産競争力強化整備 事業補助金 140,500×10/10	140,500	140,500

(款) 22 市 債

(単位：千円)

項 目	節		補 正 前	補 正 後	比 較 増 減
	区 分 / 金 額				
1	市 債				
	1	土木債			
		1 土木債 △ 347,700	公共事業等債 (道路事業) 386,400×90% 起債対象額 347,700		△ 347,700

令和4年度半田市一般会計補正予算第9号 歳入参考資料（寄附一覧）

(款) 18 寄附金

(単位：円)

項	目	節	寄附者名および寄附金額	
			細節	寄附の目的
1	寄附金			
	1	総務費寄附金		
		1	総務管理費寄附金	
		2	社会福祉基金寄附金	16,960千円
			地域福祉のために	
			成中会 代表 杉田 英隆 様	300,000
			半田遊技業組合 組合長 新美 保則 様	250,000
			服部 善満 様 (市外在住者)	50,000
			篠田 心治 様 (市外在住者)	50,000
			大海 瑛美 様 (市外在住者)	38,000
			久賀 孝郎 様 (市外在住者)	24,000
			宇田 幹夫 様 (市外在住者)	12,000
			内川 正美 様 (市外在住者)	11,000
			大脇 浩司 様 (市外在住者)	10,000
			曾根 澄子 様 (市外在住者)	10,000
			匿名 (41名) (市外在住者)	560,000
			赤崎 知彦 様	1,000,000
			虎谷 秀一 様 (市外在住者)	21,000
			菅原 麻美 様 (市外在住者)	20,000
			藤原 正英 様 (市外在住者)	14,000
			高津 雅樹 様 (市外在住者)	12,000
			藤永 純子 様 (市外在住者)	11,000
			遠藤 美穂 様 (市外在住者)	10,000
			岡井 郁雄 様 (市外在住者)	10,000
			木村 和成 様 (市外在住者)	10,000
			吉村 享洋 様 (市外在住者)	10,000
			匿名 (62名) (市外在住者)	1,080,000
			森 英亮 様 (市外在住者)	36,000
			藤本 典幸 様 (市外在住者)	27,000
			佐藤 永佳 様 (市外在住者)	20,000
			田野 裕子 様 (市外在住者)	18,000
			鈴木 史恵 様 (市外在住者)	10,000
			高橋 武彦 様 (市外在住者)	10,000
			早川 泰平 様 (市外在住者)	10,000
			匿名 (53名) (市外在住者)	1,169,000
			久野 智彦 様 (市外在住者)	176,000
			熊崎 宏 様	100,000
			加藤 幹大 様 (市外在住者)	37,000
			小原 真奈美 様 (市外在住者)	32,000
			富田 和輝 様 (市外在住者)	32,000
			高尾 斉 様 (市外在住者)	21,000
			吉川 勝 様 (市外在住者)	21,000
			藤原 佳代子 様 (市外在住者)	20,000
			宮武 謙仁 様 (市外在住者)	19,000
			富田 尚樹 様 (市外在住者)	18,000
			富永 優 様 (市外在住者)	18,000
			長野 利光 様 (市外在住者)	18,000
			山根 貴夫 様 (市外在住者)	15,000
			金沢 陽三 様 (市外在住者)	14,000
			阿部 健太郎 様 (市外在住者)	13,000
			宇野 信太郎 様 (市外在住者)	13,000
			古日山 太郎 様 (市外在住者)	13,000
			高橋 健介 様 (市外在住者)	13,000
			白 怜士 様 (市外在住者)	13,000
			本谷 茂 様 (市外在住者)	13,000
			安藤 賢治 様 (市外在住者)	10,000
			石川 大介 様 (市外在住者)	10,000
			加藤 博司 様 (市外在住者)	10,000
			河村 敏寛 様 (市外在住者)	10,000
			倉田 菜々 様 (市外在住者)	10,000

項	目	節	寄附者名および寄附金額	
			寄附の目的	
			酒井 利貴 様 (市外在住者)	10,000
			末永 康浩 様 (市外在住者)	10,000
			菅原 拓也 様 (市外在住者)	10,000
			杉山 純也 様 (市外在住者)	10,000
			月岡 祐太 様 (市外在住者)	10,000
			津崎 一之 様 (市外在住者)	10,000
			中澤 恭一 様 (市外在住者)	10,000
			松尾 隆宏 様 (市外在住者)	10,000
			矢萩 寛紀 様 (市外在住者)	10,000
			吉田 敬太 様 (市外在住者)	10,000
			渡邊 光一 様 (市外在住者)	10,000
			森 智弘 様	2,000
			匿名 (445名) (うち市外在住者442名 7,759,000円)	9,300,493
			匿名 (3名) (うち市外在住者1名 65,000円)	2,065,000
		障がい児支援のために		
	3	環境保全基金寄附金 環境保全のために		1,125千円
			宮澤 賢治 様 (市外在住者)	30,000
			野宮 秀高 様 (市外在住者)	22,000
			中藪 正嗣 様 (市外在住者)	10,000
			平岩 小也加 様 (市外在住者)	10,000
			福田 貴美恵 様 (市外在住者)	10,000
			匿名 (66名) (市外在住者)	1,043,000
	5	半田赤レンガ建物基金寄附金 半田赤レンガ建物整備のために		430千円
			山田 悟 様 (市外在住者)	40,000
			匿名 (34名) (市外在住者)	390,000
	6	国際交流基金寄附金 国際交流事業のために		283千円
			木村 明樹 様 (市外在住者)	36,000
			匿名 (13名) (市外在住者)	247,000
	8	中心市街地活性化基金寄附金 中心市街地活性化のために		333千円
			庄田 彰裕 様 (市外在住者)	12,000
			森 智弘 様	4,000
			匿名 (17名) (市外在住者)	317,000
	14	緑化基金寄附金 緑化事業の推進のために		673千円
			千葉 純枝 様 (市外在住者)	55,000
			勝山 麻衣子 様 (市外在住者)	10,000
			田中 宏樹 様 (市外在住者)	10,000
			匿名 (37名) (市外在住者)	598,000
	15	新美南吉文学顕彰基金寄附金 新美南吉の文学を顕彰する事業のために		2,664千円
			細井 俊克 様 (市外在住者)	32,000
			竹中 育子 様 (市外在住者)	30,000
			竹内 孝之 様 (市外在住者)	21,000
			大石 剛資 様 (市外在住者)	10,000
			國枝 雅幸 様 (市外在住者)	10,000
			鶴飼 由紀 様 (市外在住者)	7,000
			匿名 (38名) (うち市外在住者36名 534,000円)	2,554,000
	16	観光振興基金寄附金 観光振興のために		808千円
			笹 ゆかり 様 (市外在住者)	20,000
			梯谷 幸司 様 (市外在住者)	20,000
			濱田 博史 様 (市外在住者)	17,000
			泉谷 ゆりか 様 (市外在住者)	11,000
			堀川 真平 様 (市外在住者)	11,000
			木村 正人 様 (市外在住者)	10,000
			小鹿 文清 様 (市外在住者)	10,000
			高木 龍一 様 (市外在住者)	10,000
			永田 慎司 様 (市外在住者)	10,000
			森永 愛 様 (市外在住者)	10,000
			矢田 晋也 様 (市外在住者)	10,000
			匿名 (41名) (市外在住者)	669,000

項	目	節	細節	寄附者名および寄附金額
			寄附の目的	
		18	教育基金寄附金 子どもの教育充実のために 小中学校応援のために	1,657千円 半田山車祭り保存会会長 加藤順三 様 167,000 加藤 将太 様 (市外在住者) 116,000 伊部 博之 様 (市外在住者) 56,000 田中 俊充 様 (市外在住者) 20,000 田中 秀明 様 (市外在住者) 12,000 石黒 達也 様 (市外在住者) 10,000 佐世 貴司 様 (市外在住者) 10,000 中田 愛真 様 (市外在住者) 10,000 山下 淳 様 (市外在住者) 10,000 山下 雅詞 様 (市外在住者) 10,000 匿名 (42名) (うち市外在住者41名 1,186,000円) 1,236,000
		20	文化財保存継承基金寄附金 文化財の保存継承のために	572千円 関 正嗣 様 (市外在住者) 58,000 木村 秀太 様 (市外在住者) 10,000 新里 幸枝 様 (市外在住者) 10,000 匿名 (28名) (市外在住者) 494,000
		2	教育費寄附金	
		2	社会教育費寄附金	
		9	図書館、博物館費寄附金 書籍充実のために	510千円 株式会社 三菱UFJ銀行 様 500,000 匿名 (1名) 10,000

※寄附者のうち、市外在住者（ふるさと納税）1,010名 金額18,020,000円

議案第2号

令和4年度半田市乙川中部土地区画整理事業特別会計補正予算第2号

令和4年度半田市の乙川中部土地区画整理事業特別会計補正予算第2号は、次に定めるところによる。

(繰越明許費の補正)

第1条 繰越明許費の追加は、「第1表 繰越明許費補正」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和5年2月20日提出

半田市長 久世孝宏

第1表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額
1 乙川中部土地 区画整理費	1 乙川中部土地 区画整理費	乙川中部土地区画整理事業	千円 8,800

第2表 債務負担行為

事項	期間	限度額
乙川中部土地区画整理事業 (区画整理工事)	令和4年度から令和5年度まで	千円 84,000

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての令和3年度末までの支出額

事 項	限 度 額	債務負担行為に 基 づ く 支出負担行為額	3年度末までの 支出(見込)額	
			期 間	金 額
乙川中部上地区画整理事業 (区画整理工事)	千円 84,000	千円 —	—	千円 —

又は支出額の見込み及び令和4年度以降の支出予定額等に関する調書

4年度以降の支出予定額		左の財源内訳				
		特定財源				一般財源
期 間	金 額	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
令和4年度から 令和5年度まで	84,000					84,000

議案第3号

令和4年度半田市J R半田駅前土地区画整理事業特別会計補正予算第2号

令和4年度半田市のJ R半田駅前土地区画整理事業特別会計補正予算第2号は、次に定めるところによる。

(繰越明許費の補正)

第1条 繰越明許費の追加は、「第1表 繰越明許費補正」による。

令和5年2月20日提出

半田市長 久世孝宏

第1表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額
1 JR半田駅前 土地区画整理費	1 JR半田駅前 土地区画整理費	JR半田駅前土地区画整理事業	千円 35,926

議案第4号

令和4年度半田市駐車場事業特別会計補正予算第1号

令和4年度半田市の駐車場事業特別会計補正予算第1号は、次に定めるところによる。

(歳入予算の補正)

第1条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表 歳入予算補正」による。

令和5年2月20日提出

半田市長 久世孝宏

第1表 歳入予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料		千円 20,884	千円 △2,830	千円 18,054
	1 使用料	20,884	△2,830	18,054
2 財産収入		36	11	47
	1 財産運用収入	36	11	47
3 繰入金		6,131	3,396	9,527
	1 他会計繰入金	6,131	3,396	9,527
4 諸収入		1,846	△577	1,269
	1 雑入	1,846	△577	1,269
歳入合計		28,897	0	28,897

歳入補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 使用料及び手数料	20,884	△2,830	18,054
2 財産収入	36	11	47
3 繰入金	6,131	3,396	9,527
4 諸収入	1,846	△577	1,269
歳入合計	28,897	0	28,897

2 歳 入

1 款 使用料及び手数料

1 項 使用料

目	補正前の額	補 正 額	計
1 雁宿駐車場使用料	千円 20,884	千円 △2,830	千円 18,054
計	20,884	△2,830	18,054

2 款 財産収入

1 項 財産運用収入

1 財産貸付収入	36	11	47
計	36	11	47

3 款 繰入金

1 項 他会計繰入金

1 一般会計繰入金	6,131	3,396	9,527
計	6,131	3,396	9,527

4 款 諸収入

1 項 雑入

1 雑入	1,846	△577	1,269
計	1,846	△577	1,269

節		説	明
区 分	金 額		
1 雁宿駐車場使 用料	千円 △2,830	01 雁宿駐車場使用料	千円 △2,830

1 使用料及び賃 借料	11	01 雁宿駐車場自動販売機設置場所貸付収入	11

1 一般会計繰入 金	3,396	01 一般会計繰入金	3,396

1 雑入	△577	01 雁宿ホール利用者減免分負担金	△577

議案第 5 号

令和 4 年度半田市国民健康保険事業特別会計補正予算第 4 号

令和 4 年度半田市の国民健康保険事業特別会計補正予算第 4 号は、次に定めるところによる。

(歳入予算の補正)

第 1 条 事業勘定の歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第 1 表 歳入予算補正」による。

令和 5 年 2 月 2 0 日提出

半田市長 久 世 孝 宏

第1表 歳入予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		千円 1,003,170	千円 △77,698	千円 925,472
	1 他会計繰入金	506,365	18,364	524,729
	2 基金繰入金	496,805	△96,062	400,743
5 繰越金		22,523	77,698	100,221
	1 繰越金	22,523	77,698	100,221
歳入合計		10,003,752	0	10,003,752

歳入補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
4 繰入金	1,003,170	△77,698	925,472
5 繰越金	22,523	77,698	100,221
歳入合計	10,003,752	0	10,003,752

2 歳 入

4 款 繰入金

1 項 他会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 一般会計繰入金	千円 506,365	千円 18,364	千円 524,729
計	506,365	18,364	524,729

2 項 基金繰入金

1 国民健康保険支払準備基金繰入金	496,805	△96,062	400,743
計	496,805	△96,062	400,743

5 款 繰越金

1 項 繰越金

1 繰越金	22,523	77,698	100,221
計	22,523	77,698	100,221

節		説明	
区 分	金 額		
	千円		千円
1 保険基盤安定 繰入金	18,364	01 保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）	7,194
		02 保険基盤安定繰入金（保険者支援分）	11,170

1 国民健康保険 支払準備基金 繰入金	△96,062	01 国民健康保険支払準備基金繰入金	△96,062

1 繰越金	77,698	01 前年度繰越金	77,698

議案第6号

令和4年度半田市介護保険事業特別会計補正予算第3号

令和4年度半田市の介護保険事業特別会計補正予算第3号は、次に定めるところによる。

(歳入予算の補正)

第1条 保険事業勘定の歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表 歳入予算補正」による。

令和5年2月20日提出

半田市長 久世孝宏

第1表 歳入予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
7 繰入金		千円 1,516,926	千円 △53,800	千円 1,463,126
	2 基金繰入金	123,335	△53,800	69,535
8 繰越金		116,570	53,800	170,370
	1 繰越金	116,570	53,800	170,370
歳入合計		9,273,991	0	9,273,991

歳入補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
7 繰入金	1,516,926	△53,800	1,463,126
8 繰越金	116,570	53,800	170,370
歳入合計	9,273,991	0	9,273,991

2 歳 入

7 款 繰入金 2 項 基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 介護給付費準備基金繰入金	千円 123,335	千円 △53,800	千円 69,535
計	123,335	△53,800	69,535

8 款 繰越金 1 項 繰越金

1 繰越金	116,570	53,800	170,370
計	116,570	53,800	170,370

節		説明	
区 分	金 額		
1 介護給付費準備基金繰入金	千円 △53,800	01 介護給付費準備基金繰入金	千円 △53,800

1 繰越金	53,800	01 前年度繰越金	53,800

議案第7号

令和4年度半田市立半田病院事業会計補正予算第4号

(総則)

第1条 令和4年度半田市立半田病院事業会計の補正予算第4号は、次に定めるところによる。

(資本的収入及び支出)

第2条 令和4年度半田市立半田病院事業会計予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収入			
第1款 資本的収入	3,221,017千円	2,262千円	3,223,279千円
第5項 寄附金	1,014千円	2,262千円	3,276千円
支出			
第1款 資本的支出	3,807,911千円	2,262千円	3,810,173千円
第3項 投資	3,040千円	2,262千円	5,302千円

令和5年2月20日提出

半田市長 久世孝宏

令和4年度半田市立半田病院事業会計補正予算実施計画

資本的収入及び支出

収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的収入			千円 3,221,017	千円 2,262	千円 3,223,279
	5 寄 附 金		1,014	2,262	3,276
		1 寄 附 金	1,014	2,262	3,276

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的支出			千円 3,807,911	千円 2,262	千円 3,810,173
	3 投 資		3,040	2,262	5,302
		2 基 金	940	2,262	3,202

令和4年度半田市立半田病院事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位 千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	243,299
減価償却費	948,022
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△ 480
引当金の増減額 (△は減少)	87,371
長期前受金戻入額	△ 198,258
受取利息及び受取配当金	△ 673
支払利息	25,489
固定資産除却費	6,819
修学資金返還免除額	19,440
未収金の増減額 (△は増加)	△ 52,205
未払金の増減額 (△は減少)	3,616
たな卸資産の増減額 (△は増加)	868
小計	1,083,308
利息及び配当金の受取額	673
利息の支払額	△ 25,489
業務活動によるキャッシュ・フロー	1,058,492
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 3,030,465
有形固定資産の売却による収入	2
投資の取得等による支出	△ 5,302
投資の売却等による収入	26
寄附金による収入	3,276
一般会計からの繰入金による収入	179,123
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 2,853,340
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	2,765,300
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 357,543
他会計からの出資による収入	275,552
リース債務の支払による支出	△ 96,376
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,586,933
資金増加額	792,085
資金期首残高	5,447,121
資金期末残高	6,239,206

令和4年度半田市立半田病院事業予定貸借対照表

(令和5年3月31日)

(単位 千円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有形固定資産

イ 土 地		2,416,501	
ロ 建 物	7,317,514		
減価償却累計額	<u>△ 5,342,182</u>	1,975,332	
ハ 附 帯 設 備	6,170,686		
減価償却累計額	<u>△ 5,450,097</u>	720,589	
ニ 構 築 物	236,936		
減価償却累計額	<u>△ 194,462</u>	42,474	
ホ 器 械 備 品	7,264,749		
減価償却累計額	<u>△ 5,661,653</u>	1,603,096	
ヘ 車 両	33,802		
減価償却累計額	<u>△ 28,971</u>	4,831	
ト リ ー ス 資 産	512,126		
減価償却累計額	<u>△ 286,751</u>	225,375	
チ 建 設 仮 勘 定		<u>3,900,502</u>	
有形固定資産合計			10,888,700

(2) 無形固定資産

イ 電 話 加 入 権		940	
ロ ソ フ ト ウ ェ ア		<u>400,920</u>	
無形固定資産合計			401,860

(3) 投 資

イ 長 期 貸 付 金	38,189		
貸 倒 引 当 金	<u>△ 23,040</u>	15,149	
ロ 基 金		<u>32,691</u>	
投 資 合 計			<u>47,840</u>

固定資産合計

11,338,400

2 流 動 資 産

(1) 現 金 預 金		6,239,206	
(2) 未 収 金	2,850,884		
貸 倒 引 当 金	<u>△ 49,767</u>	2,801,117	
(3) 貯 蔵 品		18,775	
(4) 前 払 費 用		<u>12,454</u>	

流動資産合計

9,071,552

資 産 合 計

20,409,952

負債の部

3 固定負債

(1) 企業債

イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	<u>4,007,100</u>	4,007,100
---------------------------	------------------	-----------

(2) リース債務

		132,074
--	--	---------

(3) 引当金

イ 退職給付引当金	2,417,708	
-----------	-----------	--

ロ 修繕引当金	<u>1,787</u>	
---------	--------------	--

引当金合計		<u>2,419,495</u>
-------	--	------------------

固定負債合計		6,558,669
--------	--	-----------

4 流動負債

(1) 企業債

イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	<u>314,634</u>	314,634
---------------------------	----------------	---------

(2) リース債務

		115,205
--	--	---------

(3) 未払金

		1,239,923
--	--	-----------

(4) 引当金

イ 賞与引当金	372,814	
---------	---------	--

ロ 法定福利費引当金	<u>71,193</u>	
------------	---------------	--

引当金合計		444,007
-------	--	---------

(5) 預り金

		1,086
--	--	-------

(6) 未払消費税

		<u>0</u>
--	--	----------

流動負債合計		2,114,855
--------	--	-----------

5 繰延収益

長期前受金		2,569,591
-------	--	-----------

収益化累計額	<u>△ 2,136,051</u>	
--------	--------------------	--

繰延収益合計		<u>433,540</u>
--------	--	----------------

負債合計		9,107,064
------	--	-----------

資本の部

6 資本金

		9,860,154
--	--	-----------

7 剰余金

(1) 資本剰余金

イ 寄附金	73,793	
-------	--------	--

ロ 基金運用益	4,422	
---------	-------	--

ハ 受贈財産評価額	<u>2,067</u>	
-----------	--------------	--

資本剰余金合計		80,282
---------	--	--------

(2) 利益剰余金

イ 減債積立金	16,300	
---------	--------	--

ロ 当年度未処分利益剰余金	<u>1,346,152</u>	
---------------	------------------	--

利益剰余金合計		<u>1,362,452</u>
---------	--	------------------

剰余金合計		<u>1,442,734</u>
-------	--	------------------

資本合計		<u>11,302,888</u>
------	--	-------------------

負債資本合計		<u>20,409,952</u>
--------	--	-------------------

令和4年度半田市立半田病院事業会計補正予算事項別明細書

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 資 本 的 収 入			3,221,017	2,262	3,223,279
	5 寄 附 金		1,014	2,262	3,276
		1 寄 附 金	1,014	2,262	3,276

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1 寄 附 金	2,262	半田病院整備基金寄附金

支 出

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 資本的支出			3,807,911	2,262	3,810,173
	3 投 資		3,040	2,262	5,302
		2 基 金		940	2,262

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1 基金	2,262	半田病院整備基金積立金

令和4年度半田市立半田病院事業会計補正予算第4号 参考資料（寄附一覧）

（款）1 資本的収入

（単位：円）

項 目 節	細 節		寄附者名および寄附金額
	寄附の目的		
5	寄附金		
	1	寄附金	
		1 寄附金	
		1 半田病院整備基金寄附金	2,262千円
		半田病院の整備のために	
		森 智弘 様	130,000
		平林 直浩 様 (市外在住者)	74,000
		加藤 友和 様 (市外在住者)	38,000
		秋田 淳年 様 (市外在住者)	36,000
		田中 磨美 様 (市外在住者)	20,000
		和田 正男 様 (市外在住者)	20,000
		粟倉 和加子 様 (市外在住者)	17,000
		村田 幹仁 様 (市外在住者)	17,000
		里中 禎志 様 (市外在住者)	10,000
		土井 理香 様 (市外在住者)	10,000
		福地 昭太 様 (市外在住者)	10,000
		匿名 (55名) (うち市外在住者54名1,380,000)	1,880,000

※寄附者のうち市外在住者（ふるさと納税）64名 寄附金額合計 1,632,000円

議案第十九号

半田市手数料条例の一部改正について

半田市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和五年二月二十日提出

半田市長 久世孝宏

半田市手数料条例の一部を改正する条例

半田市手数料条例（昭和三十九年半田市条例第二号）の一部を次のように改正する。

別表第二低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の部及び低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の部を次のように改める。

		一戸建て住宅							
都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号。以下この項及び次項並びに同表備考第五号及び第七号において「法」という。）第五十四条第一項各号に掲げる基準に適合すると愛知県知事が定める機関が認めた場合又は当該基準に適合することを証する書類として愛知県知事が定めるものが添付されている場合（以下この表において「低炭素建築物基準適合性確認機関が認めた場合等」という。）	共同住宅等	建築物全体又は複合建築物（住戸及び住宅の用途に供する共用の部分（以下この表において「住宅部分」という。）並びに住宅部分以外の部分（以下この表において「非住宅部分」という。）を有する建築物をいう。以下この表において同じ。）の住宅部分に係るもの		一棟の総戸数が六以上十以下のもの	一棟の総戸数が十一以上のもの	一件につき	一九、一〇〇円	〃	
		複合建築物の非住宅部分に係るもの		非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル以内のもの	非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートルを超えるもの	一件につき	一〇、三〇〇円	〃	
その他の建築物	建築物の延べ面積が三百平方メートルを超えるもの	建築物の延べ面積が三百平方メートル以内のもの		一件につき	一件につき	一〇、三〇〇円	〃		
		建築物の延べ面積が三百平方メートルを超えるもの		一件につき	一件につき	一七、九〇〇円	〃		

低炭素建築物新築等計画認定申請手数料

一戸建て住宅					
建築物工ネルギー消費性能基準等を定める省令(平成二十八年経済産業省、国土交通省第一号。以下この表において「建築物省工ネ法基準省令」という。)第十条第二号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるもの					
その他のもの					
建築物全 体又は複 合建築物 の住宅部 分に係る もの	全住戸が建 築物省工ネ 法基準省令 第十条第二 号イ(2)及び ロ(2)に定め る基準に係 るものであ るもの	一棟の総戸数が 二以上五以下の もの	一棟の戸数が一 のもの	一棟の総戸数が 二以上五以下の もの	一棟の総戸数が 六以上十以下の もの
一棟の総戸数が 十一以上のもの	一棟の総戸数が 六以上十以下の もの	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき
七四、六〇〇円	五一、九〇〇円	三五、九〇〇円	一九、一〇〇円	三七、一〇〇円	一九、一〇〇円
〃	〃	〃	〃	〃	〃

											その他の場合				
その他 の建築 物				共同住 宅等											
その他のもの	建築物全体の延べ面 積が三百平方 メートル以内の もの	建築物の延べ面 積が三百平方 メートルを超える もの	建築物の延べ面 積が三百平方 メートルを超える もの	建築物全体が建築物省 工不法基準省令第十条 第一号イ(2)及びロ(2)に 定める基準に係るもの であるもの				複合建築 物の非住 宅部分に 係るもの							
				その他のもの		非住宅部分 の		非住宅部分 の		その他のもの					
建築物の延べ面 積が三百平方 メートルを超える もの	建築物の延べ面 積が三百平方 メートル以内の もの	建築物の延べ面 積が三百平方 メートルを超える もの	建築物の延べ面 積が三百平方 メートルを超える もの	建築物の延べ面 積が三百平方 メートル以内の もの	非住宅部分の床 面積の合計が三 百平方メートル を超えるもの	非住宅部分の床 面積の合計が三 百平方メートル 以内のもの	非住宅部分の床 面積の合計が三 百平方メートル を超えるもの	非住宅部分の床 面積の合計が三 百平方メートル 以内のもの	非住宅部分の床 面積の合計が三 百平方メートル 以内のもの	非住宅部分の床 面積の合計が三 百平方メートル 以内のもの	一棟の総戸数が 二以上五以下の もの	一棟の総戸数が 六以上十以下の もの	一棟の総戸数が 十一以上のもの	一棟の戸数が一 のもの	
一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき
三二一、二〇〇円	二四八、四〇〇円	一一一、〇〇〇円	九五、〇〇〇円	三二一、二〇〇円	二四八、四〇〇円	一一一、〇〇〇円	九五、〇〇〇円	一四八、三〇〇円	一〇五、四〇〇円	七四、九〇〇円	三七、一〇〇円				
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

低炭素建築物基準適合性確認機関が認めた場合等								
その他の建築物		共同住宅等						一戸建て住宅
建築物の延べ面積が三百平方メートルを超えるもの		複合建築物の非住宅部分に係るもの			建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係るもの			
建築物の延べ面積が三百平方メートル以内のもの		非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートルを超えるもの	非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル以内のもの	非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートルを超えるもの	一棟の総戸数が十一以上のもの	一棟の総戸数が六以上十以下のもの	一棟の総戸数が二以上五以下のもの	一棟の戸数が一のもの
一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき
一〇、七〇〇円	六、二〇〇円	一〇、七〇〇円	六、二〇〇円	一七、五〇〇円	一〇、五〇〇円	六、二〇〇円	三、二〇〇円	三、二〇〇円
"	"	"	"	"	"	"	"	"

その他の場合

共同住宅等								一戸建て住宅	
その他のも				建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係るもの				建築物工不法基準省令第十条第二号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるもの	
一棟の総戸数が十一以上のもの	一棟の総戸数が六以上十以下のもの	一棟の総戸数が二以上五以下のもの	一棟の総戸数が一のもの	一棟の総戸数が十一以上のもの	一棟の総戸数が六以上十以下のもの	一棟の総戸数が二以上五以下のもの	一棟の総戸数が一のもの	その他のもの	建築物工不法基準省令第十条第二号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるもの
一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき
七七、一〇〇円	五四、五〇〇円	三八、五〇〇円	一九、二〇〇円	四〇、二〇〇円	二七、七〇〇円	一九、〇〇〇円	一〇、一〇〇円	一九、二〇〇円	一〇、一〇〇円
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

その他の建築物		複合建築物の非住宅部分に係るもの		その他のもの		非住宅部分の全部が建築物省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるもの	
その他のもの	建築物全体が建築物省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるもの	非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートルを超えるもの	非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル以内のもの	非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートルを超えるもの	非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル以内のもの	非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートルを超えるもの	非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル以内のもの
積が三百平方メートルを超えるもの	建築物の延べ面積が三百平方メートル以内のもの	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき
一五七、四〇〇円	一二五、二〇〇円	六二、三〇〇円	四八、六〇〇円	一二五、二〇〇円	六二、三〇〇円	四八、六〇〇円	四八、六〇〇円
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

別表第二建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の部及び建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の部を次のように改める。

一戸建て住宅		建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成二十七年法律第五十三号。以下この表において「建築物省エネ法」という。)(第二十五条第一項各号に掲げる基準に適合すると愛知県知事が定める機関が認めた場合又は当該基準に適合することを証する書類として愛知県知事が定めるものが添付されている場合(以下の表において「計画適合性確認機関が認めた場合等」という。)																					
		共同住宅等		複合建築物の非住宅部分に係るもの		非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル以内のもの		非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートルを超えるもの		建築物の延べ面積が三百平方メートル以内のもの		建築物の延べ面積が三百平方メートルを超えるもの											
一戸建て住宅	一棟の戸数が一のもの	一棟の総戸数が二以上五以下のもの	一棟の総戸数が六以上十以下のもの	一棟の総戸数が十一以上のもの	一件につき	二九、一〇〇円	一件につき	二九、一〇〇円	一件につき	一七、九〇〇円	一件につき	一七、九〇〇円	一件につき	三〇、三〇〇円	一件につき	一七、九〇〇円	一件につき	一七、九〇〇円	一件につき	一七、九〇〇円	一件につき	一七、九〇〇円	
	一棟の総戸数が二以上五以下のもの	一棟の総戸数が六以上十以下のもの	一棟の総戸数が十一以上のもの	非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル以内のもの	非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートルを超えるもの	一件につき	一七、九〇〇円	一件につき	一七、九〇〇円	一件につき	一〇、三〇〇円	一件につき	一〇、三〇〇円	一件につき	一七、九〇〇円	一件につき	一七、九〇〇円	一件につき	一七、九〇〇円	一件につき	一七、九〇〇円	一件につき	一七、九〇〇円
一戸建て住宅	建築物省エネ法基準省令第十条第一号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるもの	建築物省エネ法基準省令第十条第一号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるもの	建築物省エネ法基準省令第十条第一号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるもの	その他のもの	その他のもの	一件につき	一九、一〇〇円	一件につき	一九、一〇〇円	一件につき	一九、一〇〇円	一件につき	一九、一〇〇円	一件につき	一九、一〇〇円	一件につき	一九、一〇〇円	一件につき	一九、一〇〇円	一件につき	一九、一〇〇円	一件につき	一九、一〇〇円
一戸建て住宅	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	一件につき	三七、一〇〇円	一件につき	三七、一〇〇円	一件につき	三七、一〇〇円	一件につき	三七、一〇〇円	一件につき	三七、一〇〇円	一件につき	三七、一〇〇円	一件につき	三七、一〇〇円	一件につき	三七、一〇〇円	一件につき	三七、一〇〇円

その他の場合

共同住宅等											
複合建築物の非住宅部分に係るもの				建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係るもの							
その他のもの		非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートルを超えるもの		非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル以内のもの		非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートルを超えるもの		非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル以内のもの		その他のもの	
一棟の総戸数が十一以上のもの	一棟の総戸数が二以上五以下のもの	一棟の総戸数が六以上十以下のもの	一棟の総戸数が十一以上のもの	一棟の総戸数が二以上五以下のもの	一棟の総戸数が六以上十以下のもの	一棟の総戸数が十一以上のもの	一棟の総戸数が二以上五以下のもの	一棟の総戸数が六以上十以下のもの	一棟の総戸数が十一以上のもの	一棟の総戸数が二以上五以下のもの	一棟の総戸数が六以上十以下のもの
一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき
三二一、二〇〇円	二四八、四〇〇円	一一一、〇〇〇円	九五、〇〇〇円	一四八、三〇〇円	一〇五、四〇〇円	七四、九〇〇円	三七、一〇〇円	七四、六〇〇円	五一、九〇〇円	三五、九〇〇円	一九、一〇〇円
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

計画適合性確認 機関が認めた場 合等												
その他の建築物		共同住宅等						一戸建て住宅	その他の建築物			
建築物の延べ面積が三百平方メートルを超えるもの	建築物の延べ面積が三百平方メートル以内のもの	複合建築物の非住宅部分に係るもの		建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係るもの				一棟の戸数が一のもの	その他のもの		建築物全体が建築物省工不法基準省令第十条第一号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るもの	
		非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル以内のもの	非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートルを超えるもの	一棟の総戸数が十一以上のもの	一棟の総戸数が六以上十以下のもの	一棟の総戸数が二以上五以下のもの	一棟の総戸数が一のもの				建築物の延べ面積が三百平方メートルを超えるもの	建築物の延べ面積が三百平方メートル以内のもの
一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき
一〇、七〇〇円	六、二〇〇円	一〇、七〇〇円	六、二〇〇円	一七、五〇〇円	一〇、五〇〇円	六、二〇〇円	三、二〇〇円	三、二〇〇円	三二一、二〇〇円	二四八、四〇〇円	一二一、〇〇〇円	九五、〇〇〇円
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料

共同住宅等		一戸建て住宅							
その他のも		一棟の総戸数が二以上五以下のもの		一棟の総戸数が六以上十以下のもの		一棟の総戸数が十一以上のもの		建築物省エネ法 基準省令第十 条第二号イ(2)及 び口(2)に定める 基準に係るもの であるもの	
その他のも		一棟の総戸数が二以上五以下のもの		一棟の総戸数が六以上十以下のもの		一棟の総戸数が十一以上のもの		建築物省エネ法 基準省令第十 条第二号イ(2)及 び口(2)に定める 基準に係るもの であるもの	
一棟の総戸数が十一以上のもの	一棟の総戸数が六以上十以下のもの	一棟の総戸数が二以上五以下のもの	一棟の総戸数が一のもの	一棟の総戸数が十一以上のもの	一棟の総戸数が六以上十以下のもの	一棟の総戸数が十一以上のもの	一棟の総戸数が一のもの	その他のもの	建築物省エネ法 基準省令第十 条第二号イ(2)及 び口(2)に定める 基準に係るもの であるもの
一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき
七七、一〇〇円	五四、五〇〇円	三八、五〇〇円	一九、二〇〇円	四〇、二〇〇円	二七、七〇〇円	一九、〇〇〇円	一〇、一〇〇円	一九、二〇〇円	一〇、一〇〇円
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

								その他の場合
その他の建築物								
建築物全体が建築物省 工不法基準省令第十条 第一号イ(2)及びロ(2)に 定める基準に係るもの であるもの				複合建築 物の非住 宅部分に 係るもの				
その他のもの				その他のもの		非住宅部分 の全部が建 築物省工不 法基準省令 第十条第一 号イ(2)及び ロ(2)に定め る基準に係 るものであ るもの		
建築物の延べ面 積が三百平方 メートル以内の もの		建築物の延べ面 積が三百平方 メートルを超える もの		非住宅部分の床 面積の合計が三 百平方メートル 以内のもの		非住宅部分の床 面積の合計が三 百平方メートル を超えるもの		
建築物の延べ面 積が三百平方 メートルを超える もの		建築物の延べ面 積が三百平方 メートルを超える もの		非住宅部分の床 面積の合計が三 百平方メートル を超えるもの		非住宅部分の床 面積の合計が三 百平方メートル を超えるもの		
一件につき		一件につき		一件につき		一件につき		
一五七、四〇〇円		六一、三〇〇円		一五七、四〇〇円		六一、三〇〇円		
"		"		"		"		

別表第二建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料の部を次のように改める。

		<p>建築物省エネ法 第二条第一項第 三号に規定する 建築物エネル ギー消費性能基 準に適合すると 愛知県知事が定 める機関が認め た場合又は当該 基準に適合する ことを証する書 類として愛知県 知事が定めるも のが添付されて いる場合(以下 この表において 「基準適合性確 認機関が認めた 場合等」とい う。)</p>						
	一戸建て住宅	<p>共同住宅等</p>						
	一戸建て住宅	<p>一棟の戸数が一 のもの</p>						
	一戸建て住宅	<p>一棟の総戸数が 二以上五以下の もの</p>						
	一戸建て住宅	<p>一棟の総戸数が 六以上十以下の もの</p>						
	一戸建て住宅	<p>一棟の総戸数が 十一以上のもの</p>						
	その他の建築物	<p>建築物の延べ面 積が三百平方 メートル以内の もの</p>						
	その他の建築物	<p>建築物の延べ面 積が三百平方 メートルを超え るもの</p>						
	その他の建築物	<p>建築物省エネ法 基準省令第一条 第一項第二号イ (2)及びロ(2)又は イ(3)及びロ(3)に 定める基準に係 るもの</p>						
	その他のもの							
	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき
	三七、一〇〇円	一九、一〇〇円	一七、九〇〇円	一〇、三〇〇円	二九、一〇〇円	一七、五〇〇円	一〇、三〇〇円	五、二〇〇円
	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

その他の場合													
その他の建築物						共同住宅等							
その他のもの		建築物全体の積が三百平方メートル以内のもの				その他のもの				全住戸が建築物省工ネ法基準省令第一条第一項第二号イ(2)及び(2)又はイ(3)及び(3)に定める基準に係るもの			
建築物の延べ面積が三百平方メートルを超えるもの	建築物の延べ面積が三百平方メートル以内のもの	建築物の延べ面積が三百平方メートルを超えるもの	建築物の延べ面積が三百平方メートル以内のもの	積が三百平方メートル以内のもの	積が三百平方メートル以内のもの	一棟の総戸数が十一以上のもの	一棟の総戸数が六以上十以下のもの	一棟の総戸数が二以上五以下のもの	一棟の戸数が一のもの	一棟の総戸数が十一以上のもの	一棟の総戸数が六以上十以下のもの	一棟の総戸数が二以上五以下のもの	一棟の総戸数が一のもの
一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき
三二一、二〇〇円	二四八、四〇〇円	一一一、〇〇〇円	九五、〇〇〇円	一四八、三〇〇円	一〇五、四〇〇円	七四、九〇〇円	三七、一〇〇円	七四、六〇〇円	五一、九〇〇円	三五、九〇〇円	一九、一〇〇円		
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		

別表第三第一号中「建築される」を「建築等をする」に改め、同表第二号中「既存建築物を除く」を「建築等するもの」に改め、同表第三号中「建築認定」を「新築又は一敷地内認定建築物について増築等をする場合の認定」に、「一敷地内認定建築物を除く」を「一敷地内認定建築物以外の新築又は一敷地内認定建築物について増築等をするもの」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第三の改正規定は、令和五年四月一日から施行する。

議案第二十号

半田市立博物館条例の一部改正について

半田市立博物館条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和五年二月二十日提出

半田市長 久世 孝宏

半田市立博物館条例の一部を改正する条例

半田市立博物館条例(昭和五十九年半田市条例第十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号。以下「法」という。)第八八条」を「地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第一項」に改める。

第十一条第一項中「法第二十条第一項」を「博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第二十三条第一項」に改め、同条第三項中「法第二十一条及び第二十二條」を「博物館法第二十四条及び第二十五条」に改める。

附則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

議案第二十一号

半田市墓地条例の一部改正について

半田市墓地条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和五年二月二十日提出

半田市長 久世孝宏

半田市墓地条例の一部を改正する条例

半田市墓地条例(昭和五十二年半田市条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

第十六条を第十八条とし、第十五条を第十七条とし、第十二条から第十四条までを二条ずつ繰り下げ、第十一条第一項第一号中「使用場所の許可を受けた」を「使用場所を、許可を受けた」に改め、同項中第四号を第五号とし、第二号を第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 使用者が管理料を五年間納付しなかったとき。

第十一条を第十三条とし、第十条を第十二条とし、第九条を第十一条とし、第八条の次に次の二条を加える。

(管理料)

第九条 使用者は、墓地の共用部分の清掃その他維持管理に要する費用として、使用する区画の数に応じて、毎年度管理料を納めなければならない。

2 管理料の賦課期日は、四月一日とする。

3 管理料の金額は、一区画あたり二千五百円とする。ただし、納める管理料は四区画分を上限とする。

4 前項本文の規定にかかわらず、この条例の施行前から使用されている区画で、その面積が次の各号で墓地ごとに定める面積(以下「基準面積」という。)より大きい区画の使用者(当該区画の使用権を承継した者を含む。)は、当該使用区画の面積を基準面積で除して得た数(その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数)を使用している区画数とみなし、その区画数に応じて、前項の規定に基づき算定した管理料を納めるものとする。

- 一 半田市北谷墓地 一・二〇平方メートル
- 二 半田市成岩墓地 〇・九〇平方メートル
- 三 半田市北部墓地 一・二〇平方メートル
- 四 半田市黒石墓地 一・三二平方メートル

- 五 半田市有脇墓地 三・二四平方メートル
- 六 半田市乙川一色墓地 一・二〇平方メートル

5 管理料は、賦課期日の属する年の五月末日までに納付しなければならない。ただし、その日が日曜日若しくは土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）第三条に規定する休日（以下この項において「休日」という。）に当たるときは、その日以降最初の休日でない日までには納付しなければならない。

（管理料の減免）

第十条 市長は、特別の事情があると認められた者に対しては、管理料を減免することができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和六年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。
（経過措置）

2 平成十六年四月一日以降に半田市北谷墓地若しくは半田市黒石墓地の使用許可を受け、又は平成二十五年四月一日以降に半田市北部墓地若しくは半田市乙川一色墓地の使用許可を受けた者で、半田市使用料条例（昭和三十九年半田市条例第一号）別表に掲げる使用料を納付した者（当該区画の使用権を承継した者を含む。）が、当該区画に關して毎年度納める管理料の金額は、第九条第三項本文の規定にかかわらず、当該区画の使用許可（承継による使用許可を除く。）を受けた年度の翌年度を起算年度として五十年間は、それぞれ一区画あたり半田市北谷墓地については千八百円、半田市黒石墓地については千四百円、半田市北部墓地については五百円、半田市乙川一色墓地については千百円とする。

（半田市使用料条例の一部改正）

3 半田市使用料条例（昭和二十九年半田市条例第一号）の一部を次のように改正する。
別表墓地の項を次のように改める。

半田市北谷墓地	一 一等地 二 二等地 三 三等地 四 四等地	三二七、〇〇〇円	区画を二区画以上使用するときは、次の割合を加算した額とする。 一 一区画及び二区画 三割
---------	----------------------------------	----------	---

墓地							
乙川一色墓地	半田一色墓地	半田市黒石墓地			半田市成岩墓地	半田市北部墓地	
一等地	二等地	一等地	二等地	三等地	四等地	一等地	二等地
一 区 画							
二九〇、〇〇〇円	八〇、〇〇〇円	一二〇、〇〇〇円	二四八、〇〇〇円	九六、〇〇〇円	五〇、〇〇〇円	五五、〇〇〇円	三三六、八〇〇円
二〇一、〇〇〇円							
〃							
四区画以上 四割							

(半田市使用料条例の一部改正に伴う経過措置)

4 改正後の半田市使用料条例の規定は、施行日以後に使用許可を受けた墓地の使用料に適用し、同日前に使用許可を受けた墓地の使用料については、なお従前の例による。

議案第二十二号

半田市国民健康保険条例の一部改正について

半田市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和五年二月二十日提出

半田市長 久世孝宏

半田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

半田市国民健康保険条例（昭和三十五年半田市条例第九号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「四十万八千円」を「四十八万八千円」に改める。

附則

- 1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 令和五年三月三十一日以前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

議案第二十三号

半田市国民健康保険税条例の一部改正について

半田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和五年二月二十日提出

半田市長 久世孝宏

半田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

半田市国民健康保険税条例（昭和三十五年半田市条例第十号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「百分の六」を「百分の六・六七」に改める。

第六条中「二万五千五百円」を「二万八千八百円」に改める。

第六条の二第一号中「二万四千五百円」を「一万八千六百円」に改め、同条第二号中「一万二千二百五十円」を「九千三百円」に改め、同条第三号中「一万八千三百七十五円」を「一万三千九百五十円」に改める。

第六条の三中「百分の一・七」を「百分の二・〇八」に改める。

第六条の五中「三千二百円」を「八千七百円」に改める。

第六条の六第一号中「三千円」を「五千六百円」に改め、同条第二号中「千五百円」を「二千八百円」に改め、同条第三号中「二千二百五十円」を「四千二百円」に改める。

第七条中「百分の一・三」を「百分の一・九七」に改める。

第八条の二中「九千円」を「一万二百円」に改める。

第八条の三中「六千四百円」を「五千円」に改める。

第二十二条第一号イ中「一万七千八百五十円」を「二万百六十円」に改め、同号ロ(1)中「一万七千五百円」を「一万三千二十円」に改め、同号ロ(2)中「八千五百七十五円」を「六千五百円」に改め、同号ロ(3)中「一万二千八百六十三円」を「九千七百六十五円」に改め、同号ハ中「二千二百四十円」を「六千九十円」に改め、同号ニ(1)中「二百円」を「三千九百二十円」に改め、同号ニ(2)中「千五十円」を「千九百六十円」に改め、同号ニ(3)中「千五百七十五円」を「二千九百四十円」に改め、同号ホ中「六千三百七十円」を「七千四百円」に改め、同号ヘ中「四千四百八十円」を「三千五百円」に改め、同条第二号イ中「一万二千七百五十円」を「一万四千四百円」に改め、同号ロ(1)中「一万二千二百五十円」を「九千三百円」に改め、同号ロ(2)中「六千二百二十五円」を「四千六百五十円」に改め、同号ロ(3)中「九千八百八十八円」を「六千九百七十五円」に改め、

同号八中「千六百元」を「四千三百五十円」に改め、同号二(1)中「千五百円」を「二千八百円」に改め、同号二(2)中「七百五十円」を「千四百円」に改め、同号二(3)中「千二百二十五円」を「二千百元」に改め、同号ホ中「四千五百五十円」を「五千百元」に改め、同号ハ中「三千二百円」を「二千五百円」に改め、同条第三号イ中「五千百元」を「五千七百六十円」に改め、同号ロ(1)中「四千九百元」を「三千七百二十円」に改め、同号ロ(2)中「二千四百五十円」を「千八百六十円」に改め、同号ロ(3)中「三千六百七十五円」を「二千七百九十円」に改め、同号ハ中「六百四十円」を「千七百四十円」に改め、同号ニ(1)中「六百元」を「千二百二十円」に改め、同号ニ(2)中「三百円」を「五百六十円」に改め、同号ニ(3)中「四百五十円」を「八百四十円」に改め、同号ホ中「千八百二十円」を「二千四十円」に改め、同号ハ中「千二百八十円」を「千円」に改め、同条第二項第一号イ中「三千八百二十五円」を「四千三百二十円」に改め、同号ロ中「六千三百七十五円」を「七千二百円」に改め、同号ハ中「一万二百円」を「一万千五百二十円」に改め、同号ニ中「一万二千七百五十円」を「一万四千四百円」に改め、同項第二号イ中「四百八十円」を「千三百五十円」に改め、同号ロ中「八百円」を「二千七百七十五円」に改め、同号ハ中「千二百八十円」を「三千四百八十円」に改め、同号ニ中「千六百元」を「四千三百五十円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の半田市国民健康保険税条例の規定は、令和五年度以後の年度分の保険税について適用し、令和四年度分までの保険税については、なお従前の例による。

議案第二十四号

半田市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第九条第一項の規定に基づく準則を定める条例の制定について

半田市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第九条第一項の規定に基づく準則を定める条例を次のように定めるものとする。

令和五年二月二十日提出

半田市長 久世孝宏

半田市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第九条第一項の規定に基づく準則を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号。以下「地域未来投資促進法」という。）第九条第一項の規定に基づき、工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）第四条第一項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例における用語の意義は、工場立地法の規定の例による。

（区域の範囲並びに緑地及び環境施設の敷地面積に対する割合）

第三条 この条例を適用する区域の範囲並びに当該区域における緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合は、次の表のとおりとする。

<p>区域の範囲</p>	<p>緑地の面積の敷地面積に対する割合 (以下「緑地面積率」という。)</p>	<p>環境施設の面積の敷地面積に対する割合</p>
<p>地域未来投資促進法第九条第一項に規定する工場立地特例対象区域（本市の区域に属するものに限る。）</p>	<p>一〇〇分の五以上</p>	<p>一〇〇分の一〇以上</p>
<p>備考 工場立地法施行規則（昭和四十九年大蔵省・厚生省・農林省・通商産業省・運輸省令第一号。以下「規則」という。）第四条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設又は同条第一号トに掲げる施設と重複する土地及び規則第三条に規定する建築物屋上等緑化施設については、敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の百分の五十の割合を超えて緑地面積率の算定に用いる緑地の面積に算入することができない。</p>		

（敷地が二以上の区域にわたる場合の措置）

第四条 特定工場の敷地が前条の表に規定する区域及び同表に規定する区域以外の区域にわたる場合においては、当該敷地のそれぞれの区域に存する部分の面積の敷地面積に対する割合（以下「敷地割合」という。）につき、同表に規定する区域の敷地割合が高いときは当該敷地の全部についてこの条例の規定を適用し、同表に規定する区域以外の区域の敷地割合が高いときは当該敷地の全部についてこの条例の規定を適用しない。

（行動計画書）

第五条 特定工場に関して工場立地法第六条第一項、第七条第一項又は第八条第一項の規定により届出が義務付けられている者は、第三条の規定により緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合を同法第四条第一項の規定により公表された準則で定める割合より低い割合で当該緑地及び環境施設を整備する場合は、緑化の推進に寄与する活動その他の当該整備に係る特定工場の周辺地域における生活環境の保全に資するための活動に係る行動計画書（別記様式）を作成し、当該届出と同時に、これを市長に提出しなければならぬ。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

別記様式（第5条関係）

年 月 日

行動計画書

半田市長 殿

所在地
名称及び代表者氏名
電話番号

半田市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例第5条の規定により、次のとおり提出します。

実施内容	実施詳細	実施時期

議案第二十五号

半田市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の制定について
半田市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例を次のように定めるものとする。

令和五年二月二十日提出

半田市長 久世孝宏

半田市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、都市計画法(昭和四十二年法律第百号。以下「法」という。)第三十条第四号第十二号及び都市計画法施行令(昭和四十四年政令第百五十八号。以下「令」という。)第三十六条第一項第三号八の規定に基づき、市街化調整区域における開発行為及び建築等の許可の基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(法第三十四条第十二号の規定により条例で定める開発行為)

第二条 法第三十四条第十二号の規定により条例で定める開発行為は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する開発行為とする。

一 次に掲げる要件のいずれにも該当する土地の区域として市長が指定する土地の区域内において行うこと。

イ 次に掲げる土地の区域を含まないこと。

(1) 令第二十九条の九第一号から第六号までに掲げる区域(災害の防止が図られている土地の区域として市長が認める土地の区域を除く。)

(2) 令第二十九条の九第七号に掲げる土地の区域として市長が認める土地の区域

ロ 法第十八条の二の本市の都市計画に関する基本的な方針において工業の用に供する土地として利用を図ることとされている地域内にあること。

二 産業集積の形成及び活性化を図るため市長が定める業種に属する事業の用に供する工場又は研究所で、自己の業務の用に供するものを建築する目的で行うこと。

三 開発区域の規模が、開発区域内において予定される建築物(以下「予定建築物」という。)をその用に供する事業の計画に照らし適正なものであり、〇・三ヘクタール以上五ヘクタール(開発行為が完了するまでの間に、開発区域が法第十二条の四第一項第一号に掲げる地区計画の区域(法第十二条の五第二項第一号に掲げる地区整備計画が定められている区域に限る。)内となることが確実であると見込まれる場合)にあって

は、二十ヘクタール）未満であること。

四 予定建築物の敷地の主たる出入口が面する道路の幅員が、九メートル（予定建築物の敷地面積が一ヘクタール未満である場合にあつては、六メートル）以上であること。

五 開発区域周辺の土地利用上支障がなく、かつ、周辺の環境に悪影響を及ぼさないと認められること。

（令第三十六条第一項第三号八の規定により条例で定める建築物の新築等）

第三条 令第三十六条第一項第三号八の規定により条例で定める建築物の新築、改築又は用途の変更（以下「新築等」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する建築物の新築等とする。

一 前条第一号の市長が指定する土地の区域内において行うこと。

二 前条第二号の市長が定める業種に属する事業の用に供する工場又は研究所で、自己の業務の用に供するものの新築等であること。

三 新築等を行う建築物の敷地の規模が、当該建築物をその用に供する事業の計画に照らし適正なものであり、〇・三ヘクタール以上五ヘクタール（建築物の新築等が完了するまでの間に、当該建築物の敷地が法第十二条の四第一項第一号に掲げる地区計画の区域（法第十二条の五第二項第一号に掲げる地区整備計画が定められている区域に限る。）内となることが確実であると見込まれる場合にあつては、二十ヘクタール）未満であること。

四 新築等を行う建築物の敷地の主たる出入口が面する道路の幅員が、九メートル（当該建築物の敷地面積が一ヘクタール未満である場合にあつては、六メートル）以上であること。

五 建築物の新築等を行う土地の区域周辺の土地利用上支障がなく、かつ、周辺の環境に悪影響を及ぼさないと認められること。

附則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

議案第 26 号

市道路線の廃止について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり路線を廃止するものとする。

令和 5 年 2 月 20 日提出

半田市長 久世孝宏

路線 番号	路線名	起点（地先）	終点（地先）	延長 (m)
2180	源内林 4 号線	乙川源内林町二丁目 21 番地先	乙川源内林町二丁目 108 番 1 地先	200.1
9181	板山 20 号線	板山町十四丁目 130 番地先	大湯町五丁目 6 番 1 地先	459.5

道路延長調書

（令和 5 年 1 月 31 日現在）

路線数	総延長 (m)
認定市道 3, 135 路線	660, 227.5
今回廃止市道 2 路線	659.6
今回認定市道 13 路線	1, 238.6
合計 3, 146 路線	660, 806.5

議案第 27 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり路線を認定するものとする。

令和 5 年 2 月 20 日提出

半田市長 久世孝宏

路線 番号	路線名	起点（地先）	終点（地先）	延長 (m)
1700	阿原 6 号線	阿原町 3 番 2 地先	阿原町 3 番 3 地先	22.7
2690	源内林 2 3 号線	乙川源内林町二丁目 23 番 1 地先	乙川源内林町二丁目 22 番 3 地先	110.9
2691	源内林 2 4 号線	乙川源内林町二丁目 26 番 3 地先	乙川源内林町二丁目 23 番 14 地先	86.6
2692	源内林 2 5 号線	乙川源内林町二丁目 111 番 6 地先	乙川源内林町二丁目 22 番 1 地先	110.4
2693	源内林 2 6 号線	乙川源内林町二丁目 99 番 2 地先	乙川源内林町二丁目 23 番 32 地先	105.9
2694	乙川町 7 号線	乙川町 56 番 4 地先	乙川町 56 番 6 地先	34.8
6301	高山 5 6 号線	岩滑高山町四丁目 46 番 1 地先	岩滑高山町四丁目 46 番 7 地先	79.5

6302	岩滑中町47号線	岩滑中町五丁目 22番地先	岩滑中町五丁目 19番4地先	91.3
7606	天神2号線	天神町41番5地先	天神町41番14地先	24.3
8447	有楽103号線	有楽町四丁目 126番1地先	有楽町四丁目 122番3地先	132.9
9525	板山95号線	板山町十四丁目 130番地先	板山町十四丁目 180番地先	123.1
9526	板山96号線	大湯町五丁目 34番地先	板山町十四丁目 240番2地先	301.4
9527	吉田神田1号線	吉田町一丁目 60番地先	神田町一丁目 2番1地先	14.8

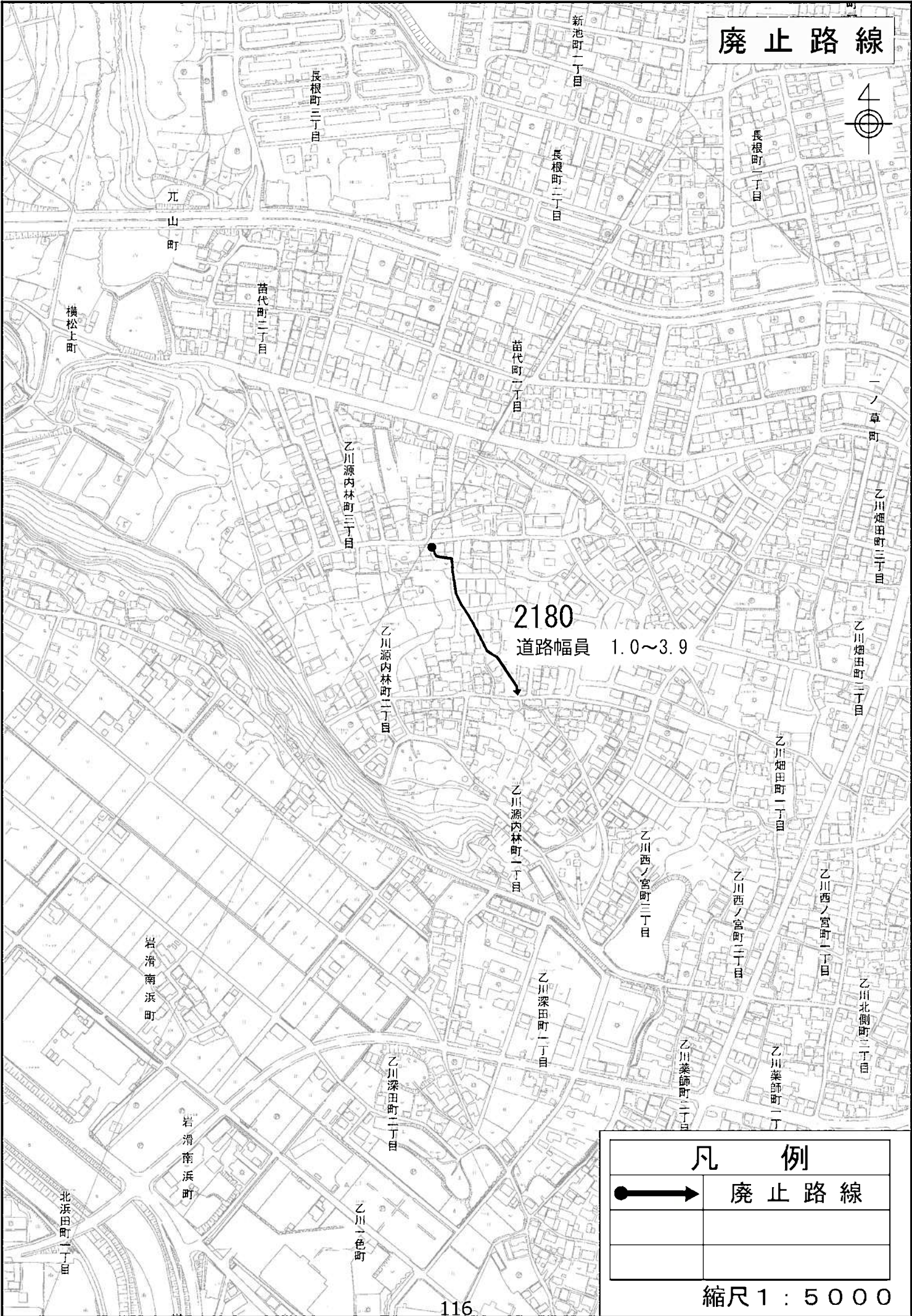
道路延長調書

(令和5年1月31日現在)

路線数	総延長 (m)
認定市道 3, 135路線	660, 227.5
今回廃止市道 2路線	659.6
今回認定市道 13路線	1, 238.6
合計 3, 146路線	660, 806.5

廃止・認定路線資料

廃止路線

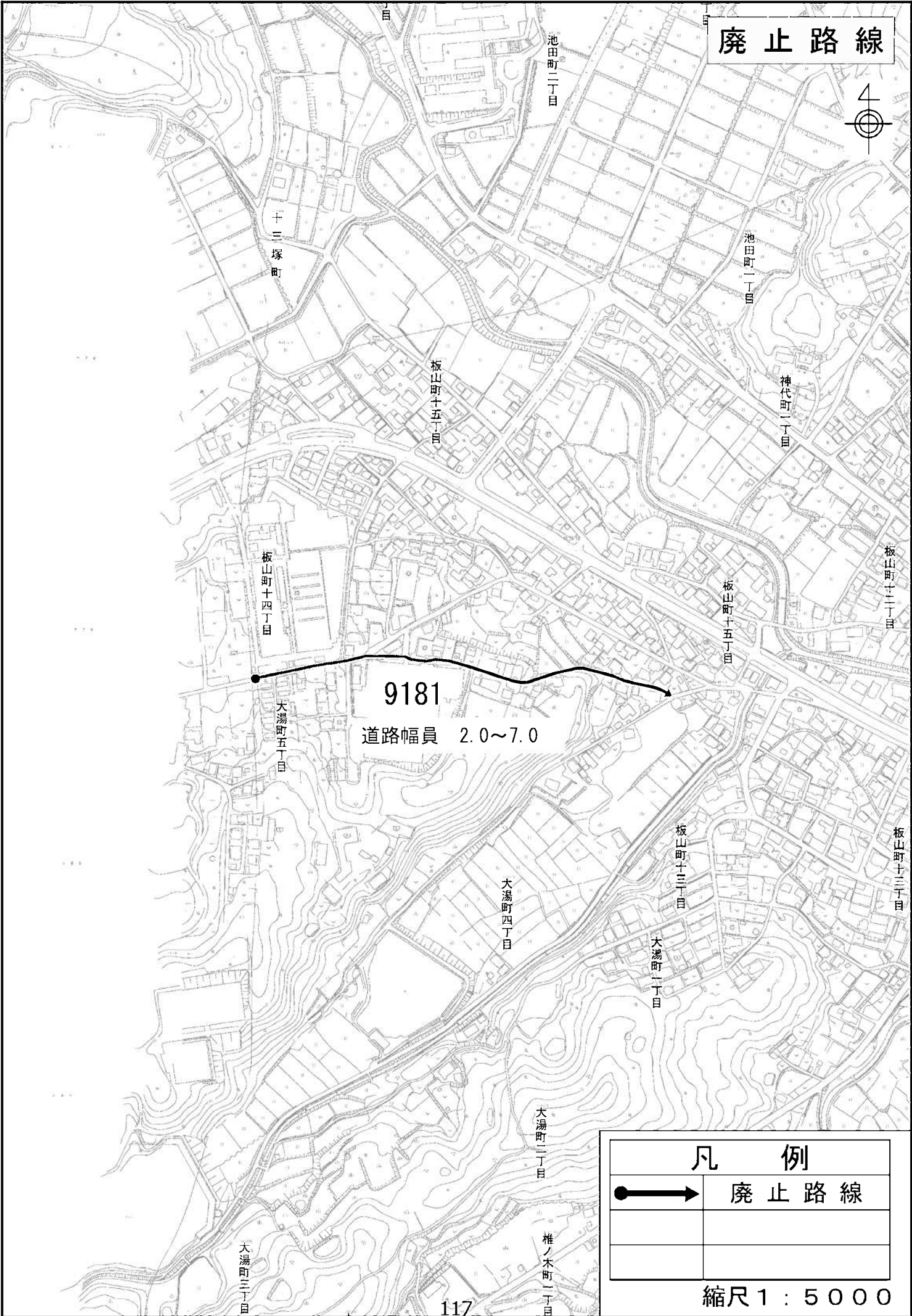


2180
道路幅員 1.0~3.9

凡 例	
	廃止路線

縮尺 1 : 5000

廃止路線

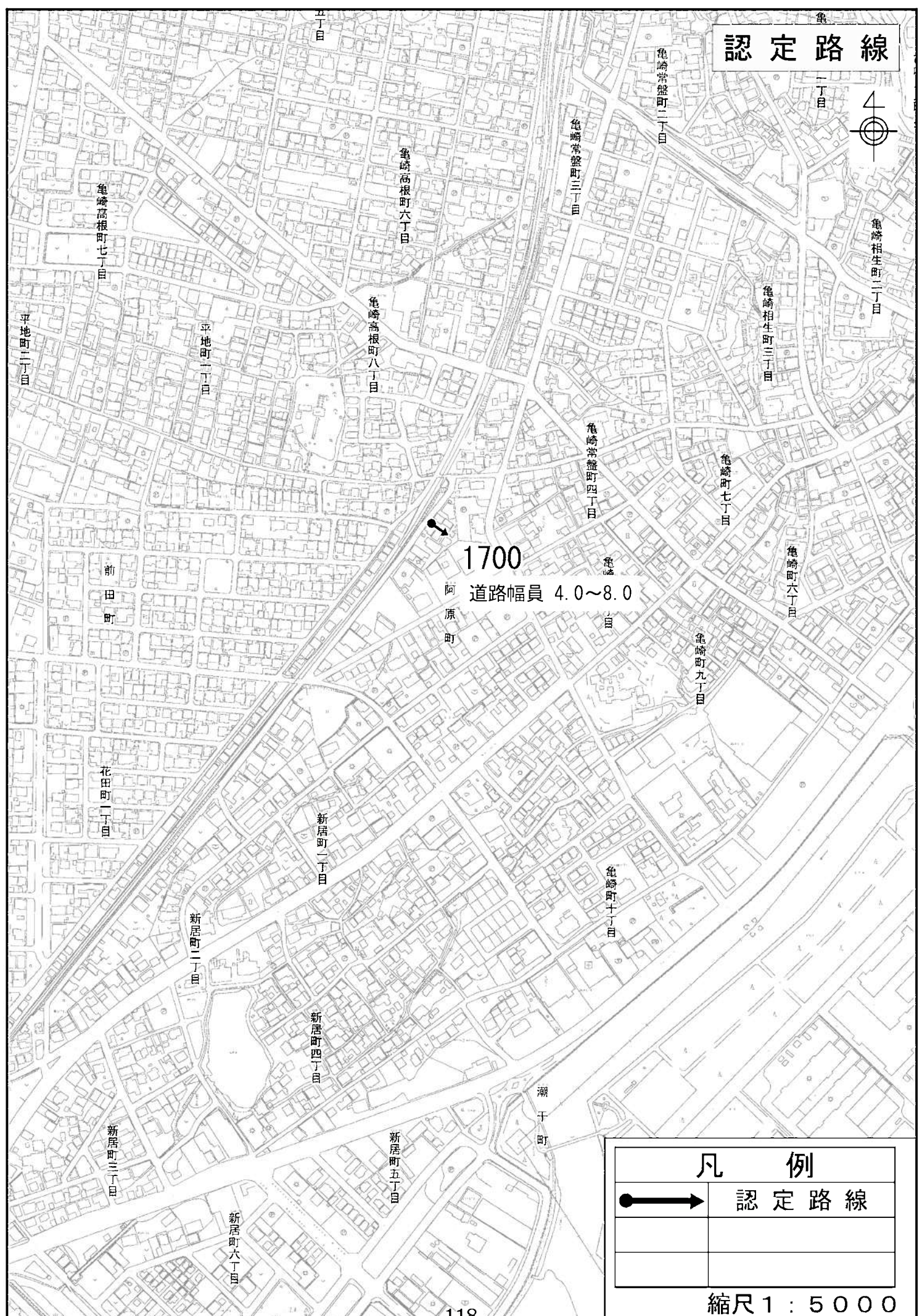


9181
道路幅員 2.0~7.0

凡 例	
	廃止路線

縮尺 1 : 5000

認定路線



1700

道路幅員 4.0~8.0

阿原町

凡 例	
	認定路線

縮尺 1 : 5000

認定路線



飯森町

乙川畑田町三丁目

乙川畑田町二丁目

乙川畑田町一丁目

乙川若宮町

乙川北側町一丁目

乙川西ノ宮町二丁目

乙川西ノ宮町三丁目

乙川西ノ宮町一丁目

乙川源内林町一丁目

乙川深田町一丁目

乙川薬師町二丁目

乙川薬師町一丁目

乙川市場町一丁目

乙川市場町二丁目

乙川太田町二丁目

乙川種田町

乙川栄町

乙川殿町

乙川八幡町一丁目

乙川浜側町

乙川高良町

乙川内山町

乙川三丁目

乙川八幡町三丁目

乙川町

乙川源内林町三丁目

2690 道路幅員 6.0~16.0

2691 道路幅員 6.0~10.6

2692 道路幅員 6.0~10.0

2693 道路幅員 1.7~4.0

2694 道路幅員 4.0~8.3

凡 例	
	認定路線

縮尺 1 : 5000

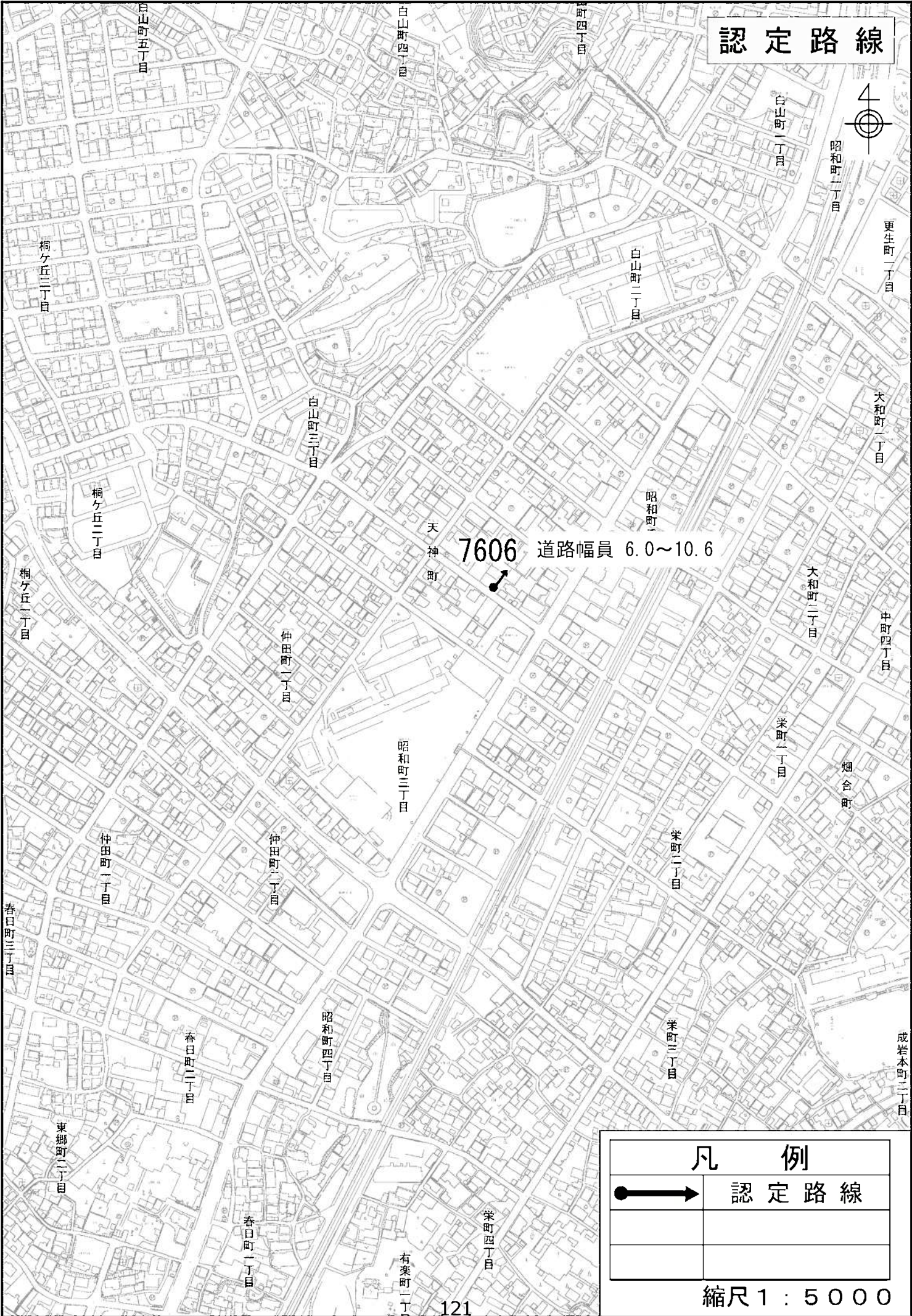
認定路線



凡 例	
	認定路線

縮尺 1 : 5000

認定路線

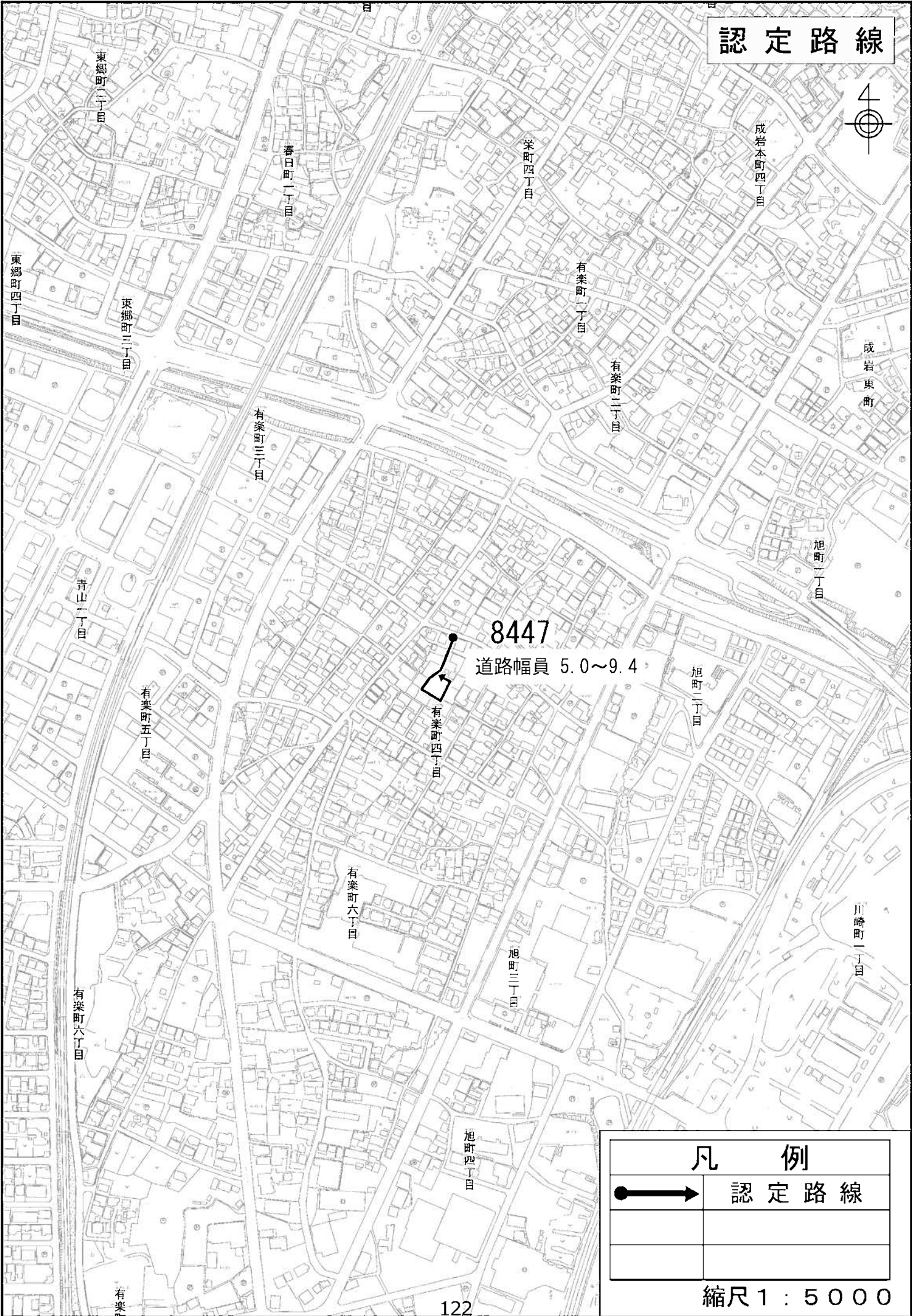


7606 道路幅員 6.0~10.6

凡 例	
	認定路線

縮尺 1 : 5000

認定路線

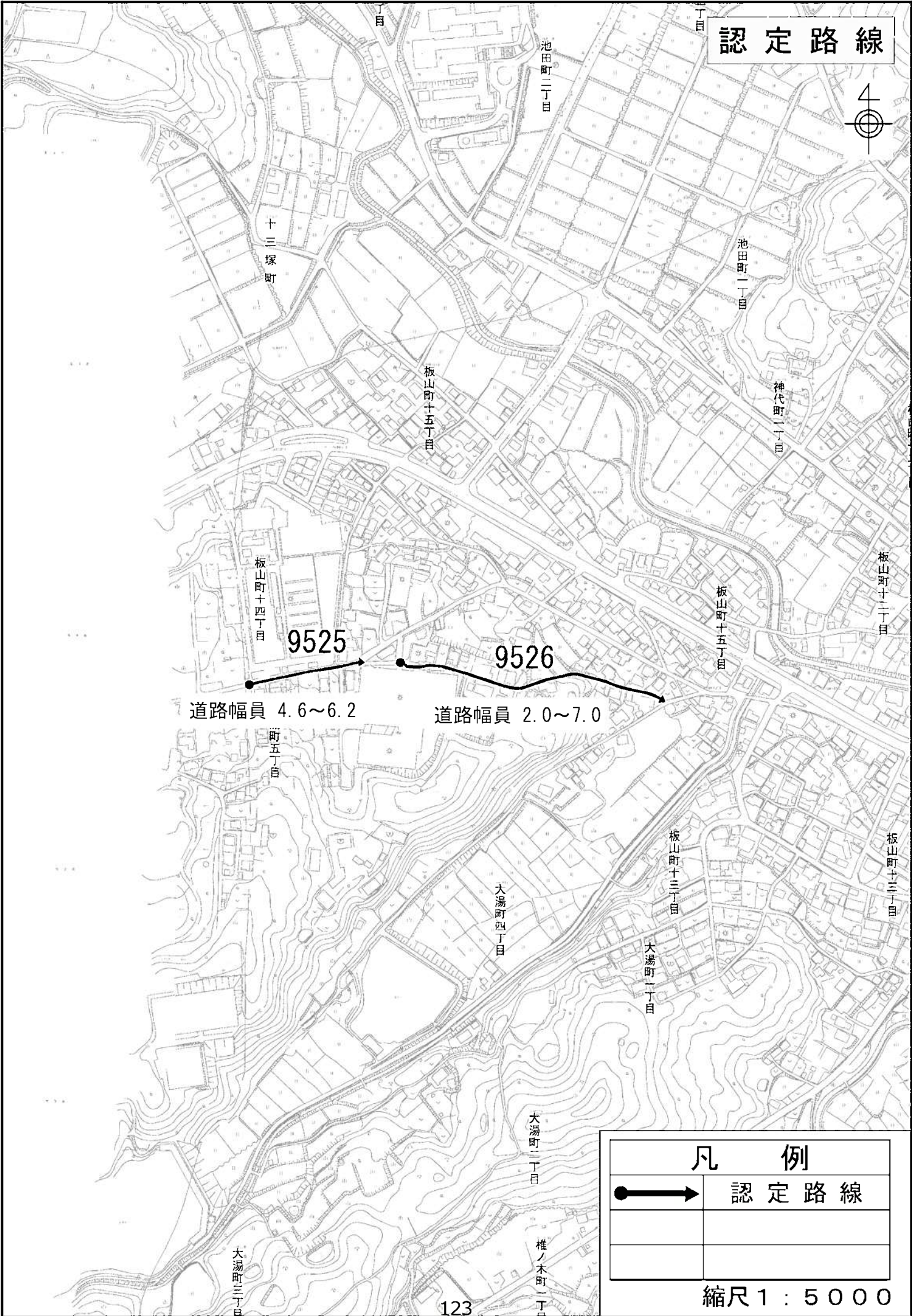


8447
道路幅員 5.0~9.4

凡 例	
	認定路線

縮尺 1 : 5000

認定路線



9525
道路幅員 4.6~6.2

9526
道路幅員 2.0~7.0

凡 例	
	認定路線

縮尺 1 : 5000

認定路線



凡 例	
	認定路線

縮尺 1 : 5000

